

ぶんきょう保育

パンフレット2024

《認可保育所 新規入園児・在園児用》

- この案内には保育所等の入所申込み等の手続き、必要な書類や注意して頂きたい点が記載されています。お申込みの前にお読みいただき、申請内容・必要書類等をご自身で確認いただいた上で、お手続きを行ってください。
- 入所後のお手続き、各種申請についても記載しておりますので、入所後もお手元で保管してください。
- 内容を更新する場合がありますので、区ホームページや窓口にて最新のパンフレットをご確認ください。



スマートフォン・PCで保育園のお申込みができます

【電子申請一覧】

※詳細はパンフレット P27 をご確認ください。

※就労証明書等の必要書類はあらかじめお手元にご準備をお願いします。



https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoiku_sho/denshishinseichiran.html

2023年10月作成



文京区

目次

はじめに

目次.....	2
はじめて申込をする方へ	5
文京区施設区分一覧表	8
1 利用できる方	10
2 保育の必要性の認定	11
3 保育所の利用時間	12
(1) 基本時間	12
(2) 延長保育 (区立保育園)	13
4 通園期間	14
5 保育所入所までの流れ	15
6 保育所入所に関する情報収集のツール	16
7 見学	17

入園・延長保育選考と申込み

8 入園選考	18
(1) 基本指標表 (評価基準表)	19
(2) 調整指標表 (調整基準表)	20
9 延長保育 (区立) 選考	22
10 申込スケジュール	24
(1) 申込期間 (入園・転園・延長保育)	24
(2) 入園までの流れ	25
11 申込方法	26
12 電子申請 (LoGo フォーム) について	27
13 申込書類 (保育所入所)	28
14 延長保育 (区立) 申込書類	32
15 区外 (海外) からの申込み	34

その他申込のこと

16 育児休業の延長申請(入所保留通知のみ希望する場合)	35
17 転園申請時の注意点	36
18 内定辞退・申込取下	37
19 育児休業中の申込み	38
20 マイナンバー (社会保障・税番号) 制度	39
21 お申込み後の変更	40

在園児のこと

22 在園中の変更	41
23 継続して在園するための条件	42
24 長期間休園する場合	43
25 退園	44
26 区外転出後の継続通園	44
27 延長保育を辞退する（利用をやめる）場合	44

他の手続き

28 区外の認可保育施設に継続通園するための手続き	45
29 事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き	45

保育料のこと

30 保育料	46
31 保育料の減額	48
32 保育料の無償化と負担軽減	51

卒園後の保育について

33 2・3歳までの保育所卒園後の保育	52
---------------------------	----

その他

重要事項	54
【認可】家庭的保育事業	57
【認可】居宅型訪問保育事業	57
認可外保育施設等の補助金	58
保育園での生活	59
保育にあたって特別な配慮を必要とする場合	62
医療的ケアの実施を必要とする場合	63
2024年度の保育園の移転・統廃合など	64
2024年度保育施設一覧	65
2024年度保育施設MAP	68
問い合わせ先	70

★パンフレットの閲覧方法について

Web 版パンフレット

- ①目次の各ページ表題をクリックすると、該当ページに移動します。
- ②目次に戻る場合は、ページ下部の「目次へ戻る」を選択してください。
- ③各ページの下部に、当該ページに関連するページへのリンクがあります。

④リンク先からリンク元の画面に戻る場合

【 PC で閲覧の場合 】

- ・「 Alt 」 + 「 ← 」を押してください。
※「 Alt 」 + 「 → 」を押すと再びリンク先に戻ります。

【 スマートフォンで閲覧の場合 】

- ・端末の機能で「戻る」をしてください。
※一部機器では対応していない場合があります。

⑤文字検索する場合

【 PC で閲覧の場合 】

- ・「 Ctrl 」 + 「 F 」で検索ウィンドウが開きます。

【 スマートフォン(OS)で閲覧の場合 】

- ・ をタップし、「ページを検索」を選びます。



紙製パンフレット

各ページの下部に、当該ページに関連するページの表題およびページ数が表示されています。

※Web 版パンフレットと紙製パンフレットの内容は同一です。

Web 版パンフレットはこちら ➔

ぶんきょう保育パンフレット



はじめて申込をする方へ

Q.保育所ってどんな種類があるの？



保育所は大きく分けて、「認可施設」と「認可外施設」があります。国が定めた設置基準を満たしている施設を「認可施設」、それ以外の施設を「認可外施設」といいます。

→ P8

Web版の場合は、クリックすると該当ページに移動します。

Q.保育所と幼稚園はどう違うの？



対象年齢と保育時間が異なります。異なる点は次のとおりです。

	保育所	幼稚園
対象年齢	0歳から小学校就学前まで	3歳から小学校就学前まで
保育時間	7時15分～18時15分	9時00分～14時00分

※幼稚園の保育時間は預かり保育を使えば8時～18時まで預かり可能です。

Q.認可保育施設は区に申し込みをするの？



認可保育施設は区に申し込みください。

それ以外の施設は、各保育施設に直接申し込みください。

→ P26

Q.保育所の入園募集はいつから行っているの？



文京区は2月と3月を除いて毎月募集を行っています。
募集人数が多い4月が一番入所しやすくなっています。

→ P24

Q.保育所に預けられる年齢は決まっているの？



保育所によって、お預かりできる年齢(クラス)は異なります。
4月1日時点の年齢でその年のクラスが決まるため、施設一覧
(P65～P67)でお預かりできるかご確認ください。

→ P65

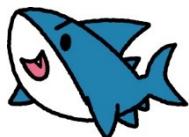
Q.保育所はどうやって決めればいいの？



保育所は実際に見学に行くことをおすすめします。
実際の雰囲気を感じることや園長先生たちとお話すること
が大切です。
見学の際は、直接施設に連絡して、日時をご調整ください。

→ P17

Q.申込をすれば、認可保育所は誰でも入れるの？



区の基準で点数(指數)を決定し、希望する園の中で高い人か
ら内定になります。同点の際は別に定めた優先順位で決まり
ます。希望園数や希望順位で有利・不利にはなりません。

→ P18

Q.保育所申込に必要な書類は何があるの？



保護者の方が記入する申込書類のほかに、お勤め先で証明
してもらう就労証明書等も必要になります。
不足書類があると点数が低くなる等、選考に影響が出る場
合があります。お早めにご用意ください。

→ P28

Q.保育所申込の有効期限はある？



保育所申込みは一度申込みいただくと、その年度内の 1 月入所まで有効です！
ただし、入所保留通知書は最初に申込みした月のみの発行となりますので、ご注意ください。

→ P24

Q.保育の必要性の認定ってなに？



保育園等を利用する際は、お子さまごとに「保育の必要性」の認定を受けていただく必要があります。
はじめて区に保育園入園のお申込みする際には、入所申込をいただくことで同時に申請できます！

→ P11

Q.保育所申込の方法は何があるの？



窓口・郵送はもちろん、電子申請(LoGo フォーム)でもお申込みいただけます！
4 月入園申込の際は、申し込みいただいた方のご自宅へ「保育施設等受付票」をお送りしますので、不備の有無をご確認いただけます(窓口・郵送による申請のみ)。電子申請は、送信完了メールにて確認できます。
締め切り日必着ですので、余裕をもって申請してください。

→ P26

文京区施設区分一覧表

施設区分			概要	年齢
認可保育施設	認可保育所		児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たして都知事の認可を受けた施設	施設ごとに異なる
	文京区立お茶の水女子大学こども園（保育所部分）		認可保育所に幼稚園機能を追加した施設	0歳児～5歳児
	地域型保育事業	小規模保育所	定員が6人～19人の少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う	0歳児～2歳児
		事業所内保育所	会社等の保育施設の地域枠（文京区民枠）を活用した施設	
		家庭的保育事業	保育が必要と認められる少人数の3歳未満の児童を、家庭的保育者の自宅などで保育を行う	
	居宅訪問型保育事業		重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において1対1で提供する事業です。	P57
認可外保育施設	東京都独自事業	認証保育所	大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定し、その基準を満たした施設	施設ごとに異なる
	その他	上記以外の保育施設	保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む	
教育施設	区立幼稚園		義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設	3歳児～5歳児 ※1
	文京区立お茶の水女子大学こども園（幼稚園部分）			

※1 柳町幼稚園、青柳幼稚園、後楽幼稚園は4歳児クラスからとなります。

	施設区分		保育時間	延長	給食	保育料	ページ		
認可保育施設	認可保育所		午前 7：15～ 午後 6：15	○	○	P46	—		
	地域型保育事業	文京区立お茶の水女子大学こども園（保育所部分）							
		小規模保育所							
	事業所内保育所								
	家庭的保育事業		午前 9：00～ 午後 5：00	事業者に問い合わせ			P57		
	居宅訪問型保育事業		入園等についての問い合わせは直接、施設に問い合わせ		×	×	P46 P57		
認可外保育施設	東京都独自事業	認証保育所	入園等についての問い合わせは直接、施設に問い合わせ ※文京区の保育料助成制度あり（要件あり）						
	その他	上記以外の保育施設							
教育施設	区立幼稚園※3		<基本保育> 午前 9：00～ 午後 2：00	○ 預かり保育	× ※2	0 円	—		
	文京区立お茶の水女子大学こども園（幼稚園部分）		<基本保育> 午前 9：00～ 午後 3：00 (3歳児は午後 1：00まで)						

※2 文京区立お茶の水女子大学こども園（幼稚園部分）は給食あり、柳町幼稚園（基本保育）は週2回給食あり、預かり保育登録利用者のみ毎日給食あり。

※3 湯島幼稚園、柳町幼稚園、明化幼稚園、後楽幼稚園、小日向台町幼稚園の5園は、令和7年度以降順次こども園となります。こども園化の詳細につきましては、学務課にお問合せください。

1 利用できる方

(1) 利用要件

認可保育所等は保護者の就労や病気などの理由により
保育を必要とする児童を保育する施設です。

また、原則として認可保育施設、区立幼稚園及び一部の私立幼稚園（新制度移行園）の二重在籍はできません（夏休み利用等も含む。）。

○
就労
病気
など

✗
集団生活をさせたい
幼児教育のため
以上の理由のみでの利用不可

(2) クラス編成

2024年4月1日現在の年齢で、クラスが決まります。

誕生日を過ぎての入園の場合もクラスは変更になりません。

クラス	生年月日
5歳児	2018年4月2日～2019年4月1日 (平成30年4月2日～平成31年4月1日)
4歳児	2019年4月2日～2020年4月1日 (平成31年4月2日～令和2年4月1日)
3歳児	2020年4月2日～2021年4月1日 (令和2年4月1日～令和3年4月1日)
2歳児	2021年4月2日～2022年4月1日 (令和3年4月2日～令和4年4月1日)
1歳児	2022年4月2日～2023年4月1日 (令和4年4月2日～令和5年4月1日)
0歳児	2023年4月2日～2024年4月1日 (令和5年4月2日～令和6年4月1日)

※0歳児クラスは入園月の1日時点で、保育開始月齢（日齢）に達している必要があります。

園によっては保育を行っていないクラスがあります。
各園の保育可能な年齢（クラス）は、保育施設住所・連絡先一覧（P65）でご確認ください。



2 保育の必要性の認定

認可保育所等を利用するためには、「**保育の必要性**」の認定を受けていただく必要があります。認定を受けると「支給認定証」が発行されます。

(1) 認定区分について

認可保育所等の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請が必要です。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳から小学校就学前までの子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を必要とする子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・地域型保育事業
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を必要とする子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(保育所部分)

- ※ 認定はお子さまお一人ずつに必要です。
- ※ 文京区の認可施設をお申込みの際は、入所申請と併せてご申請いただきます。
- ※ 認可保育施設に在園の方には、3号認定から2号認定への切り替えの際、3歳の誕生月までに文京区から新しい支給認定証を送付します。

(2) 保育を必要とする事由について

「2号認定」「3号認定」を受けるためには、**保護者全員（単身赴任・海外在住問わず）**が下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

就労	月48時間以上の就労を常態としていること
出産	妊娠中または出産直後であること
疾病・障害	疾病、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を継続的におこなっていること (入園後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件)
学生	学校教育法に規定された学校等に在学していること
—	その他、法令等に定めのある場合

(3) 保育必要量について

保育を必要とする事由に応じて、以下のとおり「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。区分により保育施設の利用最大時間が異なります。

※保育を必要とする時間が短い方の保護者により、事由と必要量は認定されます。

※疾病・障害、求職活動の要件の方は、原則保育短時間での認定となります。

認定される保育必要量	保育を必要とする時間
保育標準時間	午前7時15分から午後6時15分までの範囲内 (最大11時間)
保育短時間	午前9時から午後5時までの範囲内 (最大8時間)

重要事項（認定） P54

3 保育所の利用時間

(1) 基本時間

保育標準時間と保育短時間で保育施設を利用可能な時間が異なります。



※ 実際の保育時間は、保護者の勤務日や就労時間・通勤時間等の状況を確認の上、最終的に、各保育所が決定します。

※月120時間未満の就労、疾病・障害、求職要件の方、または育児休業中の方の保育時間は、区立保育園の場合、原則午前9時から午後4時30分までの時間になります。
なお、私立保育園については、園により異なりますので、直接ご確認ください。

- ★入園当初は、「慣れ保育」として保育時間が短くなります。転園の場合も同様となります。
- ★保護者の方が保育できる日がある場合は、お子さまをお預かりすることはできません。また日曜日及び祝日はお預かりすることができません。年末年始については、各保育園へお問い合わせください。

(2) 延長保育（区立保育園）

延長保育は、通常保育時間でのお迎えに間に合わない場合にご利用いただけます。

【私立保育園の延長保育について】

各私立保育園で受付・決定をしています。利用方法、利用可能年齢や延長保育料は、各園で異なります。利用を希望する私立保育園に直接お問い合わせ、お申込みください。

種類	利用できる方	年齢	利用方法	料金
月極延長保育	就労により、週3日以上午後6時15分までのお迎えが間に合わない方	1歳児から※1	選考あり（P22） 申請期限内に区に申込み（P32）	P46
延長保育スポット (1日単位の利用)	就労により、午後6時15分までのお迎えが間に合わない方	1歳児から※1	選考なし 月10回まで利用可 事前登録※2が必要	1日 400円
保育短時間認定スポット (1日単位の利用)	短時間認定の方で、勤務等の都合により、通常時間以外の利用が必要な方	制限なし	選考なし 事前登録※2が必要	1日 400円

※1 根津保育園は満1歳から利用可能

※2 在園する園に登録申請書をご提出ください。

【注意事項】

- ★月極延長保育の選考は、入園・転園選考とは別途実施するため、延長保育の利用ができないければ、入園・転園しないというお申込みはできません。予めご了承ください。
- ★お迎え時間が週3日以上、午後6時15分を超えない場合は、月極延長保育の利用はできません。延長保育スポットをご利用ください。
- ★保育短時間認定の方、文京区外にお住まいで転入予定がない方は、月極延長保育を申込むことはできません。

保育短時間認定の方の料金例

午前7:15 午前9:00

午後5:00 午後6:15 午後7:15



①のみ利用/①②利用 → 計 400円

①②③利用 → 計 400円（同日に延長保育スポットを利用した場合も1日400円です。）

保育所の利用時間 P12

月極延長保育料 P46

延長保育選考 P22

重要事項（延長保育） P55

4 通園期間

保護者の方の「保育の必要性」の事由により、保育所の通園期間が異なります。
※保育の必要性が申込時と変わらないことが通園継続の条件です。変更があった場合は退園となる場合があります。 ([P42 参照](#))

「保育の必要性」の事由		保育所の通園期間
就労	月 48 時間以上の就労をしていること	就労期間
出産	出産の直前か直後であること ※入園後、途中で要件を切り替えて、在園期間の延長はできません。	出産月の前 2 か月から 出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで
疾病・障害	病気や怪我のため、又は精神や身体の障害があること	それぞれの事由の必要期間 (診断書等により決定)
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること	それぞれの事由の必要期間 (診断書等により決定)
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	それぞれの事由の必要期間
求職活動	求職活動を継続的におこなっていること (入園後、3 か月以内に月 48 時間以上の就労を開始することが条件)	入園日から 3 か月
学生	学校教育法に規定された学校等に在学していること	在学期間
その他	その他、法令等に定めのある場合	保育を必要とする期間

在園中の変更 [P41](#)

在園中に転職・退職・出産 [P42](#)

5 保育所入所までの流れ



6 保育所入所に関する情報収集のツール

文京区では保育所入所の準備をサポートするための各種ツールをご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

(1) 文京区保育所案内アプリ

保育所入所のために必要な情報をアプリ（下記QRコード）で調べることができます。

【保育所案内アプリでできること】

- ・保育所 MAP（お近くの園を検索できます！）
- ・保育所空き情報の確認（1日更新）
- ・パンフレットの閲覧
- ・申込スケジュールの確認
- ・必要書類検索
- ・よくある質問の確認

その他の機能も追加予定です！！

iOS 版



Android 版



(2) 保育施設 MAP・保育園一覧（園庭や定員、写真など）

文京区保育施設 MAP



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/map.html>

保育園一覧



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/itiran.html>



(3) 保育所の空き状況について

毎月1日に最新の空き状況（募集）を文京区ホームページ等でお知らせします。

空き状況



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/tokei.html>

7 保育園見学

保育所入所の申込を行う前に、希望する園の見学を行うことができます（予約制）。見学の予約等については、直接、各保育所にご連絡ください。

見学のポイント

- ①保育時間を確認する。
- ②延長保育の時間や料金を確認する。（私立保育所）
- ③保育指針や保育目標など特徴を確認する。
- ④保育内容や子どもたちの様子を確認する。
- ⑤屋内外の環境や設備を確認する。
- ⑥給食やアレルギー対応について確認する。

※ 見学は必須ではありません。

※ 内定後の見学はご遠慮ください。



おうちでぶんきょう園見学

区内の保育所等の保育室、園庭、ホール、テラス、トイレ、給食等を撮影し、各園の雰囲気が伝わるような1分程度の紹介映像をYouTube上に公開しています。

おうちでぶんきょう園見学

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/enkengaku.html>



入園後は、園の先生とコミュニケーションをとることが多くなります！
見学のときは、しっかりとお話ししておきましょう。



8 入園選考

☆入園選考の三つのポイント

- 一、 同じ希望園の中で、「選考指數」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、「選考指數が同一となった場合の優先順位」に基づき、内定者を決定します。
- 三、 希望園数や希望順位で有利・不利になることはありません。

【選考指數の算出方法】



【指數について】

基本指數

… 保護者 1、2 の状況（就労等）に応じて算出

調整指數

… 世帯の状況に該当する項目に応じて算出



ご自身の選考指數を確認する場合は、「選考指數・必要書類 確認フォーム(2024)」をぜひご活用ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/375828>



(1) 基本指數表（評価基準表）

保護者の状況		基本指數	
類型	細目		
就労	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	
	週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	
	週3日 (月12日以上)	日中8時間以上の就労を常態	
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	
上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5	
求職活動		5	
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）	
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）	
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）	
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者	
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	
	病気重	常時臥床、感染性疾患（育児不可能）	
	病気中	一般療養（育児困難）	
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）	
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可能）	
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）	
	障害軽	身体障害者手帳4級（育児に支障あり）	
看護・介護	介護重	週5日、日中8時間 常時付添看護（配偶者・子どものみ）	
	介護中	週3日、日中8時間以上の付添	
	介護軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添	
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	
不存在		両親が不存在か行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合 (母[父]子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。)	
		10	



選考指數は選考会議によって決定致します！

就労証明書等における就労実績が不足している場合は点数が低くなる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は、「P21 基本指數・調整指數の取り扱いについて」をご確認ください。

(2) 調整指數表（調整基準表）

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
区民	①文京区民である。	4	住民票及び居住実態のある者（児童及び保護者）。入所希望月の1日までに文京区へ転入する者を含む。
	②文京区民以外の区内在勤者・在学者である。	1	
新規	新規入所である。	1	区内認可保育施設未入所児が対象。
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	扶助証明必要。転園申請者は対象外。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	1	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加点対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にはない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
※多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。			
多子	①きょうだいが区内認可保育施設在園である。	2	きょうだいが区内認可保育施設に在園している場合に対象。
	②小学校3年生までのきょうだいがいる。	1	
	③申込児が多胎児	2	新規の同時申請の場合のみ対象。
障害	①申込児が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	2	
	②保護者が身体障害者手帳3級以上、愛の手帳4级以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上の交付を受けている。または申込児のきょうだいが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	1	基本指數の類型が「障害」、きょうだいの「看護・介護」以外の場合が対象。
受託	月48時間以上、認可外保育施設等（幼稚園含む）に継続して6か月以上預けており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
待機	入所申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点での65歳未満）が就労、就学、療養等の状況なく、日中保育にあたれる場合を除く。
採用内定	採用内定がある、または就労開始後1か月未満である。	1	基本指數8点以上の就労要件に該当する勤務条件の場合が対象。 基本指數が「求職活動」の場合のみ適用。
卒園児	年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園に伴う入所申込みである。	2	本冊子52頁「2・3歳までの保育所卒園後の保育」中の「（1）卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」を卒園する文京区在住の児童で、引き続き4月入所を希望する場合のみ対象。
失業者	主として生計を維持する者が入園希望月の申込受付開始日より3か月以内に失業し、就労の必要性が高い。	2	前年（前々年）の収入が高い方の保護者の失業に伴って、求職中要件での申請の場合。
育児休明け	育児休業の為、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職時に伴う再入園の申込となる。（きょうだい同時申請の場合に限る。）	3	出産月の前後2か月の間に、育児休業取得に伴い、区内認可保育施設を退園し、退園から1年以上経過後、育児休業終了に伴い退園した児童と育休に係る児童が同時に入園申込の場合。
辞退	入所申請した同じ年度中に区内認可保育施設の内定を辞退している。	—	新規・受託・待機の加算は行わない。
滞納	保護者に保育料・延長保育料の滞納がある。	—	調整指數の計上は全て行わない。転園、延長保育は選考外。 滞納については、申込締切時に3か月分以上の保育料・延長保育料の未納がある者が対象。

該当する場合のみ必要が必要となる書類 P30

【基本指標の取扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の不足・不備により、基本指標が確定できない場合、当該保護者については基本指標の類型に属さない5点と扱う。
2	就労・就学の時間には休憩時間を含み、通勤・超過勤務・通学時間を含まない。
3	短時間勤務制度（時短）利用者の ①「時短による就労時間が6時間に満たず、かつ正規の就労時間より2時間を超えて短い場合」または②「就労日数を短縮する場合」は、短縮後の就労日数・時間で指標を決定する。（例：週5日8時間就労⇒週5日6時間就労を下回る場合は指標変更）
4	基本指標は、保護者が2人のときは父母それぞれの指標を合算し、保護者が1人のときはその指標に10点を加え決定する。
5	類型はいずれか一つを適用するものとし、複数の類型にまたがることは合算しない。 「出産」とそれ以外の類型の両方に当てはまる場合は、「出産」が優先するものとする。 ただし産前・産後休暇のみで復帰（または幼児保育課の指定する期限までに復帰）する場合は、「就労」の要件を優先する。
6	申込月の一日前で就労実績が1か月に満たない場合は、「求職活動」として扱う。 ただし、4月入所申請については、1月1日以降の就労を除いて審査を行う。また、離婚等の直後にある場合を除く。
7	申込月の一日前で就労実績が1か月に満たない場合でも、前職離職日から3か月以内に就労を開始している場合には、前職の就労実績も含めて指標を決定する。
8	就労の指標は、勤務条件に見合った実績があることを前提とする。ただし、出生後2年以内のものは、産休前の就労実績も含めて指標を決定する。
9	就労内定で入所した場合、入所後内定先の事業所で就労しない場合や時間が変更になった場合は再選考となる。
10	日中とは午前7時15分から午後6時15分までをいう。ただし、完全に日中以外の時間に就労等該当となる場合、 日中の就労時間の2/3を就労時間とみなす。

【調整指標の取扱いについて】

1	区民、ひとり親、多子の同類型の中の細目については、重複して加算しない。
2	新規、多子、親族は入所希望月時点での該当となる場合のみ加算する。
3	生活保護受給世帯とひとり親はいずれか一方のみ加算する。
4	多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合、または、選考を希望せず、入所保留通知のみを希望する申込み児童がきょうだいにいる場合は対象外。
5	入園選考において「卒園児」及び「待機（受託）」はいずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の加算に該当した後、新たに受託または待機に該当した場合を除く。
6	多子と育休明けはいずれか一方のみ加算する。

【備考】

1	令和3年1月時点で東京こども園に在籍していた3歳児が卒園に伴う申請をする場合、卒園児の加算を行うことができる。その場合、4歳児への進級は保証されない。
2	令和4年11月時点でベネッセかごまち保育園に在籍していた3歳児が卒園に伴う申請をする場合、卒園児の加算を行うことができる。その場合、4歳児への進級は保証されない。
3	入所時点で進級先（連携先）のない保育施設の卒園に伴う申請をする場合、条件を付して、1次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行う。

☆選考指標が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

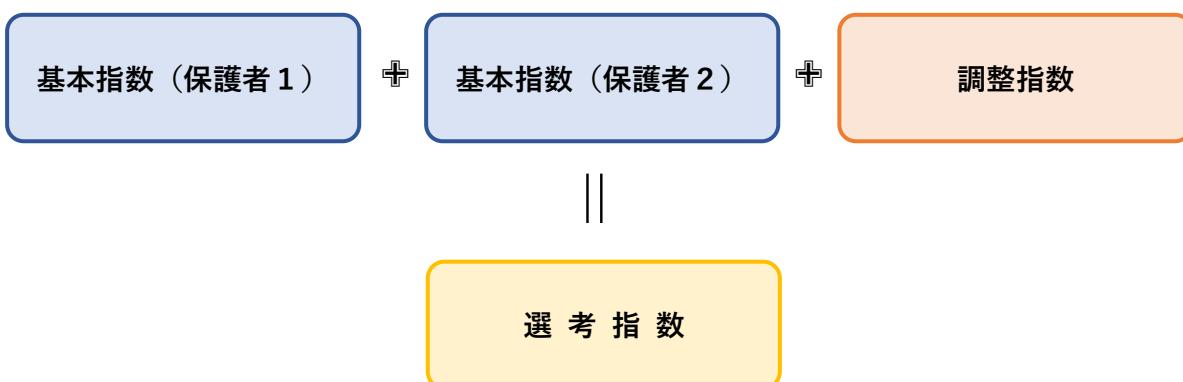
順位	類型	細目
1	区民①	調整指標「区民①」の加算がある。
2	滞納なし	保育料・延長保育料の滞納がない。
3	生活保護受給世帯	調整指標「生活保護」の加算がある。
4	ひとり親①	調整指標「ひとり親①」の加算がある。
5	内定辞退なし	申込み児童について、当該年度中に内定辞退をしていない。
6	障害①	調整指標「障害①」の加算がある。
7	障害②	調整指標「障害②」の加算がある。
8	基本指標	両親合算基本指標の高い順（就労内定・求職中区分では、採用内定のある者を優先する）。
9	育休明け	調整指標「育休明け」の加算がある。
10	卒園児	調整指標「卒園児」の加算がある。
11	保育士等	申請児童の保護者が、認可保育園、地域型保育事業、認証保育所、幼稚園、企業主導型保育所、認可外保育施設（東京都認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）に、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として、基本指標9点以上に該当する勤務条件で勤務している、または入園希望月より勤務を予定している場合（ただし、就労証明書及び保育士証等の写しの提出があつて確認できる場合に限る）。
12	多子①	調整指標「多子①」の加算がある。
13	基本類型順	不存在、災害、疾病・障害、就労、看護・介護、出産、学生、就労内定、求職（両親のうち高い方を比較）の順。
14	新規	調整指標「新規」の加算がある。
15	ひとり親②	調整指標「ひとり親②」の加算がある。
16	多子③	調整指標「多子③」の加算がある。
17	多子	調整指標「多子」加算があり、より人数の多い方を優先。
18	受託	調整指標「受託」の加算がある。
19	待機	調整指標「待機」の加算がある。
20	収入1	保育料階層（A、B、C、D～25）の低位の順。
21	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
22	収入2	区民税所得割額の低い順。

9 延長保育（区立）選考

☆延長保育選考の三つのポイント

- 一、 同じ園の延長保育希望者の中で「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、「延長保育選考指数が同一となった場合の優先順位」に基づき、内定者を決定します。
- 三、 保育料を滞納している方は、延長保育の選考対象外となります。

【選考指数の算出方法】



【基本指數表（評価基準表）】

保護者の状況		基本指數
類型	細目	
就労	園到着時間が、週4日以上午後6時15分以降になることを常態	10
	園到着時間が、週3日午後6時15分以降になることを常態	8
新規就労者、採用内定者	園到着時間が、週3日以上午後6時15分以降になることを予定	5

【選考指數の取り扱いについて】

1 保護者の状況を証明する書類の提出がない場合、当該保護者の基本指數を5点とする。
2 園到着時間は、勤務先が証明する通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とする。超過勤務の実績がある場合は、超過勤務の実績を超過勤務の日数で除した時間を園到着時間に加えることができる。
3 基本指數は、保護者が2人のときは父母それぞれの指數を合算し、保護者が1人のときはその指數に10点を加え決定する。
4 申込月の1日時点で就労実績が1か月に満たない場合は、「新規就労者」として扱う。ただし、4月入所選考については、1月1日以降の就労を除いて審査を行う。また、離婚等の直後にある場合を除く。
5 申込月の1日時点で就労実績が1か月に満たない場合でも、前職離職日から3か月以内に就労を開始している場合には、前職の就労実績も含めて指數を決定する。

※延長保育の要件（週3日以上、就労により午後6時15分までに迎えに来ることができない）がない場合は、選考対象外となります。

※入園・転園選考とは別で実施するため、「月極め延長保育が利用できなければ入園・転園しない」というお申込みはできません。利用できない場合も入園・転園が決定されますので予めご了承ください。

【調整指數表（調整基準表）】

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
再申込み	産休・育休取得前に区立認可保育所の月極め延長保育を既に辞退しており、産休・育休取得のために辞退し、復職後に伴う同園の月極め延長保育の再申込みとなる。	4	産休・育休取得に伴い、区立認可保育所の月極め延長保育を辞退した児童に限る。ただし、産休・育休取得に伴い月極め延長保育を辞退した児童及び当該産休・育休にかかる児童のきょうだいが同時申込みする場合は、児童のきょうだいも対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別・離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	2	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加点対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態ではない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。 就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
在園児等	①利用を希望する保育所における保育を既に利用している。	2	
	②利用を希望する保育所にきょうだいが在園している。	2	
多子	①きょうだいが区立認可保育所の月極め延長保育を既に利用している。	3	
	②きょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）の月極め延長保育（午後6時15分以降）を既に利用しており、受託証明書の提出がある。	2	
	③きょうだいで同時申込みしている。	1	区立認可保育所への申込みに限る。きょうだいが同園でない場合も対象となるが、きょうだいのうちいずれかが入所保留となる又は私立認可保育所（地域型保育事業を含む。）に内定し、月極め延長保育の選者の対象とならない場合は対象外。
受託	週3日以上、延長保育の利用時間帯（午後6時15分以降）に有料で他の保育サービス等（親族・知人に預ける場合を除く。）を継続して6か月以上利用しており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。 利用を希望する保育所に既に在園している場合に限る。
待機	月極め延長保育の申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。区立認可保育所から別の区立認可保育所へ転所する場合に、引き続き月極め延長保育を申請しているときは、当該申請期間も対象期間とする。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、保育にあたれる場合を除く。

☆選考指數が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	再申込み	調整指數「再申込み」の加算がある。
2	ひとり親①	調整指數「ひとり親①」の加算がある。
3	ひとり親②	調整指數「ひとり親②」の加算がある。
4	在園児等①	調整指數「在園児等①」の加算がある。
5	在園児等②	調整指數「在園児等②」の加算がある。
6	多子①	調整指數「多子①」の加算がある。
7	延長保育スポット	月極め延長保育の申込月の前月から起算して直近6か月以内に、延長保育スポットを利用している。
8	受託	調整指數「受託」の加算がある。
9	待機	調整指數「待機」の加算がある。
10	小学校低学年	小学校1年生から3年生までのきょうだいがいる。
13	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
14	収入	区民税所得割額の低い順。

10 申込スケジュール

(1) 申込期間（入園・転園・延長保育）

■ 2024年4月入所

1次募集		
2023年	11月1日(水)	申込書類配付開始
	11月13日(月)	申込受付開始
	11月30日(木)	申込受付終了 ※
	12月16日(土)	申込状況公開（区HP）
	12月20日(水)	不足書類締切り ※
	12月22日(金)	希望園変更締切り ※
2024年	1月9日(火)	申込取下げ届締切り
	1月31日(水)	1次選考結果発送予定

1次募集に申し込んで保留になった場合、自動的に2次募集に回るため、再度の申込みは必要ありません！希望園の変更がある場合は締切りに注意しましょう。



2次募集		
2023年	12月1日(金)	申込受付開始
	1月31日(水)	申込受付終了 ※
	2月7日(水)	申込状況公開（区HP）
	2月16日(金)	不足書類・希望園変更締切り※
		申込取下げ届締切り
	2月29日(木)	2次選考結果発送

※電子申請の受付は受付終了日の23時59分までです。

※未出生児の申込について

2024年2月29日までに出生予定であれば、未出生児の申込みができます。

詳細については、[P54 | 全般](#)をご覧ください。

■ 5月入所以降（2024年5月～2025年1月入所）

- ・入園（在籍）は各月の1日からとなります（保育料の日割はありません。）。
- ・「入所希望施設変更届」、「保育所入所申込取下届」についても申込期間内にご提出ください。

★申込期間一覧

5月入園	4月1日(月)～4月10日(水)	10月入園	9月2日(月)～9月10日(火)
6月入園	5月1日(水)～5月10日(金)	11月入園	10月1日(火)～10月10日(木)
7月入園	6月3日(月)～6月10日(月)	12月入園	11月1日(金)～11月11日(月)
8月入園	7月1日(月)～7月10日(水)	1月入園	12月2日(月)～12月10日(火)
9月入園	8月1日(木)～8月13日(火)	2月、3月は募集を行いません。	

申込取下 P37

(2) 入園までの流れ

■ 2024年4月入所

< 内定した場合 >

■面談・健康診断

内定通知から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医が対応）を実施します（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）。



■入園

入園（在籍）は4月1日からです。月途中からの在園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。詳細は面談時にご確認ください。

< 内定しなかった場合 >

■入所保留

【4月1次募集で入所保留】

自動的に2次募集に回ります。希望園の変更がある場合は、申込期間内に入所希望施設変更の手続きをしてください。

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

【4月2次募集で入所保留】

申込みは翌年の1月選考まで有効となります。5月入所選考以降、希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方にのみ電話で連絡します。

※5月入所選考以降の流れは「■5月入所以降」をご確認ください。

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

■ 5月入所以降

■結果通知（選考会議終了後）

- ◎入所月の前月の中下旬（おおよそ各月20日）頃に、内定者に電話連絡し、入所保留の場合は封書で通知します。
- ◎内定結果に関する電話及び窓口でのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承願います。

< 内定した場合 >

■面談・健康診断

内定連絡から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医による）を実施します（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）。



■入園

入園（在籍）は毎月1日からです。月途中からの在園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。詳細は面談時にご確認ください。

< 内定しなかった場合 >

■入所保留

申込みは翌年1月入園選考まで有効です。希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方にのみ電話で連絡します。（翌年4月の申込みをご希望される場合は、別途申込みが必要です。）

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

※内定しなかった月の翌月以降、毎月20日頃に内定のご連絡をする可能性があります。



■変更届

各月の申込期間中に受け付けた届出は、その月の選考会で反映いたします。

■希望園の変更・申込取下

各月の申込期間中に受付けています。

11 申込方法

入園・転園・延長保育をお申込みされたい方は、受付期間内に必要書類（P28）を幼児保育課入園相談係まで提出してください。

※区外（海外）からお申込みの場合は、P34をご確認ください。

※育児休業の延長申請（入所保留通知のみ希望する場合）はP35をご参照ください。

申請方法	お申し込み先
電子申請	右記の二次元コードまたは文京区HPをご確認ください。 締切り：受付終了日の23時59分まで https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/denshishinseiichiran.html 
窓口	文京シビックセンター12階 文京区幼児保育課窓口 土・日・祝日を除く日の午前8時30分～午後5時15分
郵送	〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区幼児保育課入園相談係宛 <u>※締切日必着</u>

※書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんのでご注意ください。

※郵便事故等による書類の遅れや不着は、一切責任を負いかねます。予めご了承ください。

※FAXやメール等での申込みはお受けできません。また、保育所では受付しておりません。

※提出された書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。



12 電子申請（LoGo フォーム）について

以下の申請について、PC やスマートフォンからお申込みいただけます。

※文京区外からお申込みの方は、ご利用になれません。

※海外にお住まいの方はご利用いただけますが、「賃貸契約書または売買契約書」を添付する箇所がありませんので、就労証明書等を添付する箇所に添付してください。

電子申請の詳細などはこちらの区 HP をご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninkahoikusho/denshishinseiichiran.html>



（1）電子申請でお手続きいただける内容（令和5年11月時点）

①	入園・転園のお申込み　※保育の必要性の認定申請も兼ねます
②	【区立保育園】延長保育のお申込み
③	入園を希望する保育園の変更
④	内定辞退・お申込み取下げ
⑤	退所の届け出

（2）入園・転園（延長保育）のお申込みの流れ

STEP 1 必要書類（入園・転園：[P28](#)、延長保育 [P32](#)）をお手元にご用意

STEP 2 電子申請（LoGo フォーム）をご入力（目安：10分～20分程度）

STEP 3 送信完了メールから申請状況をご確認

※メールが届かない場合、迷惑メールに振り分けされている場合があります。

申請状況の確認 ※送信完了メールの申請状況から進捗をご確認いただけます。

- ・「受付」…申請を受付しました。
- ・「審査中」…区の担当者が申請内容を確認中です。
- ・「審査完了（不足・不備あり）」…不足・不備の内容は、郵送または電話にてご連絡します。
- ・「審査完了（不足・不備なし）」…書類の不足や不備はありませんでした。

★必要書類は、以下①または②の方法で電子申請に添付（アップロード）できます

① 紙の書類を撮影し、写真データを添付する。

※スマートフォン等で撮影したものをそのままの規格で添付できます。

※画像が不鮮明な場合は再依頼をお願いする場合があります。

② 会社等から電子データで証明書を発行してもらい、データで添付する。

13 申込書類(保育所入所)

①～④の書類

+

保育の必要性を確認するための書類【P29】

+

該当する場合のみ必要な書類【P30】

※電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

※文京区所定の様式は文京区ホームページよりダウンロードできます。

※育児休業の延長申請(入所保留通知のみ希望する場合)は [P35](#) をご参照ください。

※希望する園は第8希望まで記入できます(第8希望まで記入必須では無いため、ご通園に無理のない範囲でご記入ください。)。

必要書類	必要な方	
	窓口・郵送	電子申請
① 保育施設等申込受付票	4月入所申請のみ ※5月～1月入所申請時は不要	—
② 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所(転所)申込書	全員	—
③ 施設型給付費・地域型保育給付費等現況届	全員	—
④ 児童の状況申告書	全員	—
⑤ 保育所等入所(転所)申込にあたっての確認書	全員	—
⑥ 保育の必要性を確認するための書類(就労証明書など)	全員 (P29) ※ご両親分	一部不要 P29 参照
⑦ 該当する場合のみ必要となる書類	P30に該当する場合は提出	一部不要 P30 参照



「選考指標・必要書類 確認フォーム(2024)」で
ご自身が必要な書類を確認することができます！
<https://logoform.jp/form/6KSu/375828>



保育の必要性を確認するための書類（＊印は文京区所定の様式）

申込要件	必要書類	電子申請
就労 (会社員等の給与所得者)	* 就労証明書（全ての勤務先） * 就労状況申告書 (複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ)	必要
就労 (自営業者)	* 就労証明書（全ての勤務先） 営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー * 就労状況申告書 (複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ)	必要
求職活動中 (採用内定がある)	* 就労証明書（全ての勤務先）	必要
求職活動中 (採用内定がない)	* 求職活動状況申告書	—
出産	母子健康手帳のコピー (表紙および出産（分娩）予定日の分かるページ)	必要
疾病	* 診断書（文京区様式）	必要
障害	障害者手帳のコピー	必要
看護・介護	* 看護・介護状況申告書	—
	被介護者の診断書・障害者手帳・保険証など	必要
学生	* 就学内容状況書	—
	在学証明書のコピーもしくは学生証のコピー	必要
	カリキュラム ※1週間のスケジュール(曜日、時間)について、担任教授等が証明(自署)したものでも可	必要

※就労証明書は、証明日が申込み開始日から3ヶ月以内のものに限ります。また、内容について、事業者に問合せをすることがあります。

※自営業者は、三親等内の親族が経営する会社等で就労する場合も含みます。

※海外勤務である等関係なく、ご両親分の書類準備が必要です。

※＊印の書類は、特別な事情がない限り、文京区の様式での申請が必須です。

該当する場合のみ提出が必要となる書類 (*印は文京区所定の様式)

該当者	必要書類	電子申請
以下基準日時点での住所地が文京区ではない方 【4月～8月入園申請】 2023年1月1日時点 【9月～1月入園申請】 2024年1月1日時点	保育料を決定するための資料 (P31 参照)	必要
認可外保育施設等に、申込児を預けている場合	* 受託証明書	必要
出産予定がある方(出産日が決まっている方)	* 出産・育児休業に関する確認書 母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日の分かるページ)	— 必要
申請児童のきょうだい(弟・妹)のための産休・育休中の方	* 出産・育児休業に関する確認書 母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日の分かるページ)	— 必要
きょうだい同時申請する場合で、希望する保育施設の組合せが複雑な場合	* きょうだい条件確認書	—
ひとり親	非婚 * ひとり親家庭の状況申告書 戸籍謄本のコピー	— 必要
	離婚 * ひとり親家庭の状況申告書 戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	— 必要
	* ひとり親家庭の状況申告書	—
	別居 別居の実態が確認できるもの※2 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書の備考欄に単身赴任地・期間を記載 (勤務先の人事担当者による記載)	必要
	近隣在住の65歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合（保護者と500m以上住居が離れている場合は不要）	保育の援助が出来ないことが分かる書類 (P29 参照)
申込児の保護者・きょうだいが障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要
申込児の健康で気になることがある	P62～63 をご確認ください。	—
保育士または幼稚園教諭として勤務（予定含む）	保育士証、幼稚園教諭免許状等のコピー	必要
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書のコピー	必要

※書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

保育料を決定するための資料

以下に該当する方は、ご両親分の資料の提出が必要となります。

※文京区民の方であっても、該当年度の住民税が未決定の方（未申告の方）は、すみやかにご申告いただき、下記資料をご提出ください。（住民税未決定の理由や未申告の問い合わせ等は文京区税務課にお問い合わせください。）

【2024年8月入園までの申込みを行う方】

※2023年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2023年度（令和5年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月ごろに勤務先から配付されます。）
- 2023年度（令和5年度）住民税課税証明書・非課税証明書
(1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。)

※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

【2024年9月入園以降に申込を行う方】

※2024年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2024年度（令和6年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月ごろに勤務先から配付されます。）
- 2024年度（令和6年度）住民税課税証明書・非課税証明書
(1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。)

※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

注意点

- ・資料の提出がなく税額が確認できない場合、最高階層（D25）で保育料を決定します。選考においても、同点の場合の優先順位で不利になります。
- ・源泉徴収票は複数勤務の実態や雑所得等が把握できないため、無効となります。

海外で収入があった場合について

海外に滞在していたため上記資料を提出できない方及び、国内収入の他に海外収入があった方は、以下の書類も合わせてご提出ください。

○ 海外での収入金額（賞与含む）・控除額が分かる資料

2024年8月入園までの申込みを行う方 ⇒ 2022年1月1日～12月31日までの資料

2024年9月入園以降に申込みを行う方 ⇒ 2023年1月1日～12月31日までの資料

※収入がなかった場合は「収入なし」の旨をお申し出ください。（書式自由）

14 延長保育(区立)申込書類

①～②の書類

③保育の必要性を確認するための書類【P29】

④該当する場合のみ必要な書類【P33】

※電子申請、窓口または郵送（必着）でのお申込みとなります。（申込方法は [P26](#)）

※文京区所定の様式は、文京区ホームページからダウンロードできます。

※電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

※区立保育園のスポット延長保育は [P13](#) をご確認ください。

※私立保育園の延長保育の有無は各保育園にご確認ください。

必要書類	必要な方	
	窓口・郵送	電子申請
① [区立認可保育所] 延長保育申込受付票	4月利用申請のみ ※5月～1月利用申請時は不要	—
② * 延長保育申込にあたっての確認書	全員	—
③ * 保育の必要性を確認するための書類※2	全員 (P29) ※ご両親分	一部不要 P29 参照
④ 該当する場合のみ必要となる書類	P33 に該当する場合は提出	一部不要 P33 参照

※1 延長保育申込書の所要時間経路を補足する際は「*所要時間経路等に係る補足資料」をご添付ください。

※2 入所（転所）申込と同時に申請される場合は不要です。

延長保育（区立保育園） P13

保育の必要性を確認するための書類 P29

重要事項（延長保育） P55

該当する場合のみ提出が必要となる書類【延長保育】 (*印は文京区所定の様式)

該当者	必要書類※2	電子申請	
<u>週3日以上延長保育の利用時間帯(午後6時15分以降)に有料で他の保育サービス等(親族・知人を除く)を利用している場合(区立認可保育所の在園児に限る)</u>	*受託証明書 (区立認可保育所月極め延長保育用)	必要	
<u>申込児以外のきょうだいが私立認可保育所(地域型保育事業を含む)の月極め延長保育を利用している場合</u>			
<u>出産予定がある方(出産日が決まっている方)</u>	母子健康手帳のコピー(表紙及び出産予定日の分かるページ)	必要	
<u>近隣在住の65歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合(保護者と500m以上住居が離れている場合は不要)</u>	保育の援助が出来ないことが分かる書類 (P29参照)	必要	
ひとり親	非婚	*ひとり親家庭の状況申告書 戸籍謄本のコピー	— 必要
	離婚	*ひとり親家庭の状況申告書 戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	— 必要
	別居	*ひとり親家庭の状況申告書 別居の実態が確認できるもの※3 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書の備考欄に単身赴任地・期間を記載 (勤務先の人事担当者による記載)	— 必要

※1 該当書類の提出により、必ずしも指数が加点されるわけではありません。各指標の加算要件については、[P23](#)をご参考ください。

※2 入所(転所)申込と同時に申請される場合は不要です。(入所(転所)申込と証明内容が異なるため、受託証明書は除く。)

※3 書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

延長保育調整指標 P23

15 区外（海外）からの申込み

申込先 ※電子申請不可 (海外の方は可)		現在お住まいの市区町村 (自治体により申込方法が異なる場合があります。 詳細は各自治体へお問い合わせください。) ※海外からお申込みの方は文京区幼児保育課入園相談係 (連絡が可能な国内の親族等の住所・氏名・電話番号を備考欄等にご記載ください。海外へのご連絡・通知は原則行っておりません。)																				
受付期間		文京区の申込受付期間 ※現在お住まいの市区町村を通じて申込みの場合、上記期間中に文京区幼児保育課必着																				
転入予定のある方	必要書類	①文京区における必要書類 (P28~P31 を参照) ②賃貸契約書・売買契約書のコピー※ ※契約書の余白に転入予定日を記載してください。 ※提出できない場合は「転入に関する申立書【文京区様式】」																				
	注意点	①入園希望月の1日までに 、提出された契約書等に記載の転入予定地への転入（住民票の異動）が確認できることにより、選考指標が低くなる方は、内定取消しとなります。 ②転入後 、文京区幼児保育課入園相談係で手続きが必要です。 ③賃貸契約書・売買契約書のコピーについて 転入後の住所、引き渡し予定日、契約当事者双方の署名・捺印がある箇所 ※賃貸契約申込書や重要事項説明書は不可 ④*転入に関する申立書について ※第三者（同居人または不動産会社等）による証明が必要 ※転入先住所が明確でない場合（地域名のみ等）は不可																				
転入予定がない方	お申込の制限	ご申請いただける保育施設は以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>転入予定なし</th> <th>転入予定はないが、区内在勤・在学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区立保育園 区立認定こども園 2024年度新規開設園</td> <td>0~3歳児 クラス</td> <td>× ※1</td> <td>4月~9月入所 : × ※1 10月~1月入所 : ○</td> </tr> <tr> <td>4~5歳児 クラス</td> <td>○ ※2</td> <td>○ ※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域型保育事業</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長保育（区立保育園）</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 すでにきょうだいが入所している場合を除きます。（本特例は2025年度より廃止予定） ※2 2025年度以降は0~3歳児クラスと同じ取り扱いへと変更予定</p>				転入予定なし	転入予定はないが、区内在勤・在学	区立保育園 区立認定こども園 2024年度新規開設園	0~3歳児 クラス	× ※1	4月~9月入所 : × ※1 10月~1月入所 : ○	4~5歳児 クラス	○ ※2	○ ※2	地域型保育事業		×	×	延長保育（区立保育園）		×	×
		転入予定なし	転入予定はないが、区内在勤・在学																			
区立保育園 区立認定こども園 2024年度新規開設園	0~3歳児 クラス	× ※1	4月~9月入所 : × ※1 10月~1月入所 : ○																			
	4~5歳児 クラス	○ ※2	○ ※2																			
地域型保育事業		×	×																			
延長保育（区立保育園）		×	×																			

○文京区から区外の保育園に申込みする場合

希望する保育園を管轄する市区町村に「必要書類、申込方法等」を確認し、文京区を経由した申し込みとなる場合は、締切日の1週間前までに文京区幼児保育課入園相談係にお申込みください。

16 育児休業の延長申請（入所保留通知のみ希望する場合）

育児休業、育児休業基本給付金を延長申請する際には、文京区幼児保育課入園相談係が発行する「入所保留通知」が必要となります。

入所保留通知が発行されるのは、原則として、年度内の申込みの最初の月のみですが、申込期間内に別途ご申請いただければ、それ以外の月についても入所保留通知を発行することができます。

- ・なお、文京区幼児保育課入園相談係では「**入所保留通知**」の発行を行うのみであり、**延長の手続き自体を行うことはできません**ので予めご了承ください。
- ・「**入所保留通知書**」の入園希望日を遡っての発行は、いかなる場合でも致しかねますので、申込期間等にはご注意ください。

必要書類	必要な方	
	郵送・窓口	電子申請
① *教育・保育給付認定申請書兼 保育所入所（転所）申込書 ※	全員	—
② *保育の必要性を確認するための書類 P29 参照	年度内にはじめて申請する場合のみ	一部不要 (P29 参照)

※希望保育施設・通園を希望する期間を忘れずにご記入ください。

※紙で申請の場合は、幼児保育課記入欄に「**保留通知希望**」とご記入ください。

※電子申請の場合は、「**育児休業の延長を希望する**」を選択してください。

※「**入所申込月**」を証明するため、申込書のコピーが必要な場合は、幼児保育課記入欄にその旨を記載いただく（紙での申請の場合）か、備考欄に記載ください（電子申請の場合）。

★申込期間一覧

4月入園（1次）	2023年11月13日（月）～2023年11月30日（木）	9月入園	8月1日（木）～8月13日（火）
4月入園（2次）	2023年12月1日（金）～2024年1月31日（水）	10月入園	9月2日（月）～9月10日（火）
5月入園	4月1日（月）～4月10日（水）	11月入園	10月1日（火）～10月10日（木）
6月入園	5月1日（水）～5月10日（金）	12月入園	11月1日（金）～11月11日（月）
7月入園	6月3日（月）～6月10日（月）	1月入園	12月2日（月）～12月10日（火）
8月入園	7月1日（月）～7月10日（水）	2月、3月は「 入所保留通知書 」の発行のみ	
2月入園保留通知	2025年1月6日（月）～1月10日（金）		※2月・3月の入園募集は 行っていません
3月入園保留通知	2025年2月3日（月）～2月10日（月）		

- ・転園が内定した時点で現在通園中の園は退園となります。転園元の園は別の児童が内定してしまうため、いかなる理由があっても転園の取消はできません。
(転園の内定をお知らせした後、お子様が転園を嫌がることがよくあります。物心がついているお子様につきましては、転園申請前にお子様の意思をご確認ください。)
- ・申込みのあった最初の入所希望月が入所保留の場合も、年度内は継続して選考されますので、申込み後、転園の意思がなくなった場合は、速やかに「内定辞退・申込取下届」を幼児保育課入園相談係までご提出ください。（電子申請可）

※その他転園の注意事項については [P55](#) をご確認ください。

重要事項（転園） P55



18 内定辞退・申込取下

(1) 内定辞退（内定後、入所を辞退する場合）

① 入園相談係に連絡

速やかに文京区幼児保育課入園相談係まで辞退の旨をご連絡ください。

TEL 03-5803-1190



② 「内定辞退・申込取下届」を提出

入園の前月末日（※必着）までに「内定辞退・申込取下届」をご提出ください（電子申請可）。

入園月1日以降に提出された場合は、その月の保育料がかかります（日割りにはなりません）。

※認可保育施設を辞退される場合は、辞退した年度中の申込で「新規」「受託」「待機」の加点がされず、同点時の優先順位においても不利となります。

※辞退後に再度保育所等の利用を希望する場合は、改めてお申込みが必要です。

※提出後は、辞退を取り下げることはできませんので、ご注意ください。

※転園の辞退はできません。

※4月申込は申込者が多いため、期限に余裕があった場合でも、お早目の提出にご協力ください。

その他申込みに関すること

(2) 申込取下（入所申込を取り下げる場合）

① 「内定辞退・申込取下届」を提出

以下の期日までに「内定辞退・申込取下届」をご提出ください（電子申請可）。

4月申込・・・P24に記載の期日

例月申込・・・原則、その月の申込締切日

※一度申込を行うと、年度内は申込の状態が続きます。入園の希望が無くなった場合は速やかに取下げください。内定後の入所（転所）取止めは「内定辞退」の対象となります。

入園までの流れ P25

退園 P44

19 育児休業中の申込み

(1) 育児休業からの復帰

保育所に入所されましたら、その入所月中または出産後2ヶ月以内に、保護者父母ともに育児休業から復帰していただく必要があります。復職が確認できない場合や就労日数・時間が入園時の点数（基本指數）と比較し、下がっている場合は、退園または再申込みとなります。

【提出書類】

復職証明書（提出日は入園後、通知します。）

(2) 育休継続特例（きょうだいの育休を取得する場合）

以下2つの条件をすべて満たす場合、出生児（下の子）が3歳になる年の年度末まで育児休業の継続を認めます。※1

条件①	出生児（下の子）のための育休を取り続けたい。※2
条件②	A 入園した月の前月まで、またはB 出生児（下の子）の産休前までに、新入園児を認可外保育施設等※3に預けており、その預けた期間内に1か月以上仕事をしていた。 <p>入 園 月</p> <p>産 休 開 始 日</p>
復職時期	出生児（下の子）が3歳になる年の年度末まで (例：2024年1月生まれの場合、2027年3月末まで)
必要書類 ※入所申込書類一式と同時に提出	・出産・育児休業に関する確認書 ・受託証明書

※1 職場の育児休業延長手続きとは異なる。

※2 出生児（下の子）が認可保育施設に入所しない場合に限る。

※3 区外認可保育所を含む。預け先が親族・知人の場合や保護者自身が職場保育をする場合は除く。

(3) 育児休業短時間勤務と部分育休

育児短時間（時短）勤務 (職場の制度として認められているものに限る)	以下の場合は在園を保証します。 週の勤務日数は変わらないまま、 [正規の労働時間と比べて1日2時間未満の短縮 または 1日の就労時間が6時間以上]
部分育休（正規時間のうち部分的な復帰） (上記(2)育休継続特例の条件に該当する方のみ)	出生児（下の子）が3歳になる年の年度末までの在園を保証します。 出生児（下の子）が3歳になる年の年度末までに完全復帰が必要です。

※育児短時間勤務および部分育休中の保育時間については、各保育所にご相談ください。

20 マイナンバー（社会保障・税番号）制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、教育・保育給付認定申請書の中に、必要とされる個人番号を記載する欄を設けています。保護者と申込児童の個人番号を記入し、提出前に漏れがないか必ずご確認ください。

必要となる手続き	説明
申請時には保護者、児童及び同居親族の方のマイナンバーの提示が必要	認定申請書作成の際、保護者と申込児童の個人番号の記入をお願いします。
申請に来庁する保護者のマイナンバー法に基づく本人確認が必要 申請書一覧 	<p>《電子申請の場合》 マイナンバー記入用紙（左記二次元コードに掲載）に申込になる保護者いずれかの<u>個人番号確認</u>及び<u>身元確認</u>のできる書類を添付し、<u>ご郵送ください。</u></p> <p>《窓口申請の場合》 職員は窓口で確認しますので、申込に来庁される保護者の方は必要書類を窓口までお持ちください。児童や申込者以外の保護者の方の<u>個人番号確認</u>及び<u>身元確認</u>のできるは申込者本人に申込書類作成時に行っていただくことになります。 <u>※代理の方が申請を行う場合は、申込者本人からの委任状と代理人の身元確認書類が必要です。</u></p> <p>《郵送申請の場合》 申込になる保護者いずれかの<u>個人番号確認</u>及び<u>身元確認</u>できる書類を添付し、ご郵送ください。</p>

必要書類	説明								
個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)	<p>◎個人番号が記載されたものをご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・個人番号通知カード（紙のカード）・住民票の写し・住民票記載事項証明 等								
身元確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)	<p>◎以下の書類をご準備ください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>原則として必要な書類（A）</th><th>(A) の書類がない場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>【写真付身分証明書（以下の書類から1点）】</td><td>【写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】</td></tr><tr><td>・マイナンバーカード　・運転免許証 ・パスポート　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳 ・在留カード　・特別永住者証明書 等</td><td>・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等</td></tr></tbody></table>			原則として必要な書類（A）	(A) の書類がない場合	【写真付身分証明書（以下の書類から1点）】	【写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】	・マイナンバーカード　・運転免許証 ・パスポート　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳 ・在留カード　・特別永住者証明書 等	・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等
原則として必要な書類（A）	(A) の書類がない場合								
【写真付身分証明書（以下の書類から1点）】	【写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】								
・マイナンバーカード　・運転免許証 ・パスポート　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳 ・在留カード　・特別永住者証明書 等	・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等								

21 お申込み後の変更

申込み内容に変更があった場合

速やかに下記書類をご提出ください。選考指数などに影響が出る場合があります。

その他申込みに関すること

変更事項		必要書類 * は文京区様式。HP からダウロード 可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	* 変更届
	区外転出	* 保育所内定辞退・申込取下届
	婚姻	① * 変更届 ② 配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③ 配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	① * 変更届 ② 戸籍謄本または受理証明書のコピー ③ * ひとり親家庭の状況申告書
	別居を開始（離婚調停中）	① * 変更届 ② * ひとり親家庭の状況申告書 ③ 調停期日通知書のコピー
	別居を開始（単身赴任）	① * 変更届 ② * ひとり親家庭の状況申告書 ③ * 単身赴任の旨が記載された就労証明書
	出産予定あり	① * 変更届 ② * 出産・育児休業に関する確認書
就労内容等	勤務内容（日数・時間）	① * 変更届 ② * 就労証明書
	勤務先を退職	① * 変更届 ② 退職日が分かる書類※1（コピー可） ③ * 求職活動状況申告書
	勤務先を転職	① * 変更届 ② * 転職先の就労証明書 ③ 前職の退職日が分かる書類※1（コピー可）
	求職活動で申込み、その後就労を開始	① * 変更届 ② * 就労証明書 ③ * 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
	申込時に就労実績が無かったが、1ヶ月の実績がたまつた	* 就労実績証明書
他	育児休業（自主的なお休みを含む）から復職	* 復職証明書（就労証明書でも可）
	認可外保育施設に通園開始	* 受託証明書

※1 退職証明書、雇用保険の資格喪失証明書など

22 在園中の変更

在園中に、就労状況・世帯状況等に変更があった場合

家庭状況や就労状況などに変更が生じた場合は、児童保育課入園相談係に書類提出（窓口または郵送にて提出）をしていただくとともに、在籍している保育所にも、変更内容をご報告ください。

各種申請の詳細・注意点について、下表をご覧ください。

変更事項		必要書類 *は文京区様式。HPからダウンロード可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	* 変更届 ※転居の場合は転居手続き後にご提出ください。
	区外転出	* 保育所退所届 ⇒ P44 退園へ
	婚姻	① * 変更届 ②配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	① * 変更届 ②戸籍謄本または受理証明書のコピー
	出産予定あり または、出産した	① * 変更届 ②母子健康手帳のコピー (表紙及び出生届出済証明書のあるページ) ※出産した場合、該当の方は以下書類を併せて提出 ③保育料減額申請書 ⇒ P42 出産へ
	その他世帯状況の変更	* 変更届
産休・育休	産前・産後休暇、育児休業に入る	⇒ P42 出産へ
	育児休業から復帰する	* 復職証明書
	出産のため1か月以上休園する	* 保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止へ
勤務先	勤務先を転職・退職	⇒ P42 転職/退職へ
	勤務内容(日数・時間)が変わった	
休園	人事異動・勤務先の名前、電話番号の変更など	* 変更届
	在園児の病気や疾病のため1か月以上休園する	* 保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止へ
	上記休園に該当しないが2週間以上休園する	* 休園届 ⇒ P43 休園へ

通園期間 P14

[目次へ戻る](#)

23 継続して在園するための条件

(1) 在園のための条件

保育の必要性が申込時と変わらないことが在園の条件です。そのため、**申込み時の類型に変更があった場合**や、申込み時に比べ勤務日数・時間が減ったことにより「**基本指數**」が下がった場合には、原則、再申込み（再選考）となります。

※再申込み（再選考）の結果、退園となる可能性があります。

※変更があったことについて連絡がない場合、判明した時点で退園となります。

※入園後、在園児の育児休業を取得する場合は「保育の必要性の要件」が無くなり退園となります。

(2) 在園条件の特例

*は文京区様式。HPからダウンロード可

	特例内容	必要書類
転職	前職の退職日から 3か月以内 に入園時の基本指數と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、在園は継続となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28までに就労開始が必要	①*変更届 ②就労証明書 ③退職日が分かる書類(写し)
退職	退職日から 3か月以内 は 求職活動扱い となります。 3か月以内 に、入園時の基本指數と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、在園は継続となります。就労を開始できない場合は、退園または再申込み（再選考）となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28までに就労開始が必要	①*変更届 ②退職日が分かる書類(写し) ③求職活動状況申告書
出産	在園児のきょうだい（弟・妹）の産休前までに1か月以上仕事をしていた場合は、在園児のきょうだい（弟・妹）が 3歳になる年の年度末まで 育児休業を取得しても、在園は継続となります。 ※ただし、在園児のきょうだい（弟・妹）も認可保育所に入園した場合は、入園月中の復帰が必要です。 【保護者の復帰期限】 ・在園児のきょうだい（弟・妹）が3歳になる年の年度末までに復帰してください。 (例) 2024年1月に出産 ⇒ 2027年3月末までに復帰が必要	①*変更届 ②母子手帳（写し） (表紙と分娩予定日を記載したページ) ③*保育料減額申請書 (在園児が0歳～2歳児クラスの場合のみ)

※両親が育児休業を同時で取得する場合

上記（2）の「出産」の特例内容と同様の取扱いとします。変更届（文京区様式）の「その他」欄に「両親同時に育休取得予定。父：〇年〇月頃まで、母：〇年〇月頃まで休業予定」等と記載のうえ幼児保育課入園相談係までご提出ください。

※延長保育（区立）を利用されている方

延長保育の利用者についても、上記（1）（2）の取り扱いと変わりません。ただし、延長保育の要件に該当しなくなった場合や、再申込み（再選考）で保留となった場合、育児休業を取得する場合は延長保育の利用ができません。 ⇒ [P44 延長保育辞退](#)

通園期間 P14

育児休業中の申込み P38

在園中の変更 P41

24 長期間休園する場合

長期休園期間は原則、年度内2か月までです（保育停止、休園合算）。2か月を超えて休園する場合は退園となります。

2週間（土曜・日曜含む）以上休園される場合は、以下の種類に応じて、お休みを開始する前に書類をご提出ください（遡及はできません。）。また、在園している保育園にもご連絡ください。

（1）保育停止（保育料の免除あり）

保育停止	要件	必要書類
	入園しているお子さまが 病気や怪我 をした場合	①*保育停止申立書 ②診断書（コピー可）
	出産の場合 <u>⇒保育停止の開始日が出産予定日の前後2か月以内であること。</u> ※出産月の前2か月の1日から取得できます。 ※一人につき1回までしか取得できません。	①*保育停止申立書 ②母子健康手帳のコピー ※表紙と分娩予定日を記載するページ

※1か月以上休園する場合（土日祝日含む）が対象となります。

※第2子以降のお子さま、3歳児クラス以上のお子さまについては、幼児教育・保育の無償化により、月額保育料が0円となっておりますが、保育停止の要件に該当する場合は、提出が必要です。

保育停止で休園する場合の保育料

保育停止期間中は保育料が**免除**となります。

※保育料は日割り計算ができないため、保育停止期間が2か月に満たない期間だった場合、保育料が免除されるのは1か月分のみとなります。

保育停止期間の延長

2か月経過後も要件が継続している場合は、1か月を限度に延長することができます。その場合は、延長期間に入る前に、再度「保育停止申立書」の提出が必要です。ただし、延長する1か月分の保育料は免除とはなりません。

※最初の保育停止申立時に延長期間分を含んだ申請はできません。

（2）休園（保育料の免除なし）

休園	要件	必要書類
	保育停止に該当しない休園すべて ※2週間を超える場合（土日祝含む）	* 休園届

※休園は保育料免除の対象とはなりません。

在園中の変更 P41

[目次へ戻る](#)

25 退園

- 幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出してください。（電子申請可）

提出期限：退園する月の末日まで

※4月申込募集の関係から、1月以降で退園が決まっている場合はお早めにご提出ください。お早めにご提出いただくことで待機児童解消につながります。ご協力のほどよろしくお願ひします。

※提出後は、原則、退所を取り下げることはできませんのでご注意ください。

※提出が遅れた場合、その月以降も保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

26 区外転出後の継続通園

原則、文京区外に転出した場合、保育所は退園となります。

ただし、転出後も在園中の保育所に継続して通い続ける意志があり、在園期間が3か月以上の場合は、その年度内に限り、継続して通園できます（柳町幼稚園長時間保育の児童を除く。）。

【手続き方法】

- ①幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出。（電子申請可）

※「転出月の翌月以降も、現保育園への通園を希望しますか」の「はい」にチェックをしてください。

- ②転出した日の月末までに、転出先の市区町村にて文京区の保育所に通うための入所申込み及び認定申請を行ってください（必要書類は、転出先の市区町村にお問い合わせください。）。

※翌年度以降の継続は、年度ごとに転出先の市区町村を通じて入園の申込みをしていただきます。

選考の結果により通園できない場合があります。

※区立保育園（月極め延長保育を含む）・地域型保育事業の翌年度以降の申込みについては、P34 「転入予定がない方」をご確認ください。その他の私立保育園については、各保育所にご確認ください。

27 延長保育を辞退する（利用をやめる）場合

【区立保育園、認定こども園の場合】

- 幼児保育課入園相談係へ「延長保育辞退・申込取下届」を提出してください。

提出期限：延長保育の利用を終了したい月の末日まで

※提出が遅れた場合、その月以降も延長保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

【私立保育園の場合】

- 各保育所でお手続きをお願いします。

内定辞退・内定取下げ P37

在園中の変更 P41

28 区外の認可保育施設に継続通園するための手続き

区外から文京区に転入した後も継続して区外の認可保育施設への通園を希望する場合は、文京区児童保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	文京区児童保育課入園相談係
受付期間	文京区に住民票を移した月中
必要書類	<p>①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ※希望する保育所の第1希望に、継続希望の施設名をご記入ください。 ②保育の必要性を確認するための書類（P29 参照） ③保育料を決定するための資料（P31 参照）</p>

※各市区町村によって、継続通園ができる期間が異なります。文京区へのお手続きの前に、期間について各市区町村にご確認ください。

29 事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き

事業所内保育所（従業員枠）に入園した場合は、文京区児童保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	文京区児童保育課入園相談係
受付期間	事業所内保育所へ入園後速やかに
必要書類	<p>①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ③保育の必要性を確認するための書類（P29 参照） ④保育料を決定するための資料（P31 参照）</p>



30 保育料

(1) 保育料

保育料は、児童のクラス年齢と世帯の住民税額（区民税所得割額）に応じて、以下の保育料徴収金基準額表をもとに決定します。

保育料徴収金基準額表

階層区分	所得等の状況	月額保育料(円)			延長保育料(円)
		3～5歳 クラス	0～2歳 クラス	第2子 以降	
A	被生活保護世帯	0			0
B	区民税非課税世帯	0			0
C	区民税均等割のみ	1,900			600
D0	48,000円未満	2,400			600
D1	48,000～49,000円未満	6,700			900
D2	49,000～58,000円未満	8,300			900
D3	58,000～66,000円未満	9,400			1,000
D4	66,000～85,000円未満	15,400			1,200
D5	85,000～103,000円未満	19,100			1,400
D6	103,000～121,000円未満	21,500			1,500
D7	121,000～139,000円未満	23,600			1,600
D8	139,000～157,000円未満	25,500			1,700
D9	157,000～185,000円未満	27,500			1,800
D10	185,000～221,000円未満	29,200			1,900
D11	221,000～256,000円未満	31,000			2,000
D12	256,000～280,000円未満	32,500			2,100
D13	280,000～303,000円未満	34,200			3,400
D14	303,000～324,000円未満	35,700			3,500
D15	324,000～342,000円未満	37,200			3,700
D16	342,000～360,000円未満	38,500			3,800
D17	360,000～378,000円未満	40,000			4,000
D18	378,000～468,000円未満	43,400			4,300
D19	468,000～501,000円未満	48,900			4,800
D20	501,000～546,000円未満	53,700			5,300
D21	546,000～666,000円未満	57,500			5,700
D22	666,000～890,000円未満	62,500			6,200
D23	890,000～1,220,000円未満	67,500			6,700
D24	1,220,000～1,520,000円未満	72,500			7,200
D25	1,520,000円以上	77,500			7,700

○上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

○上記の月額保育料、延長保育料は、保育標準時間認定を受けた場合となります。

保育短時間認定を受けた場合、保育標準時間認定の場合より、保育料が約1.7%低くなります（100円未満切捨て）。

○根津保育園0歳児クラス（満1歳以上）在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。

○C～D4階層のひとり親世帯等の月額保育料は、上記表の半額となります。

○未婚のひとり親（＊）世帯に該当する場合、原則、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなして保育料を決定します。

*婚姻によらないで母（または父）となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者



保育料の目安を確認できるExcelツールを
区ホームページに掲載しています。申請前にぜひご利用ください！！
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/hoikuryo.html#keisan>



(2) 保育料の算定について

保育料は世帯の住民税額（区民税所得割額）によって算定され、毎年9月に切り替わります。

保育料の切り替え	
← 2024年 →	
2024年4月から2024年8月まで	2024年9月から2025年3月まで
2023年度住民税により決定 ※2023年度の住民税額は前年2022年中の所得により決定致します。	2024年度住民税により決定 ※2024年度の住民税額は前年2023年中の所得により決定致します。
参考資料 2023年度課税・非課税証明書 2023年度住民税決定通知書	参考資料 2024年度課税・非課税証明書 2024年度住民税決定通知書

※保育料決定後、住民税額が変更となった場合、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※住民税の申告が無い方や文京区に転入された方で課税証明書等の提出が無い場合は、最高階層（D25）の保育料となります。

※住民税額についてのお問い合わせは課税元自治体の税務主管課へお問合せください。

※海外での収入がある場合は、入園相談係までご相談ください。

(3) 保育料のお支払い方法

保育料の支払いは口座振替（手数料無料）をご利用ください。
 口座振替の登録がない場合は、納入通知書（納付書）にてお支払いいただきます。

【引き落とし日・納期限】

当月末（月末が土・日・祝日の場合、翌営業日）

※引き落とし日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※口座振替の登録については、入園内定後にご案内します。

※「保育料口座振替済通知書」の発行をご希望される場合は、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※口座振替対応の金融機関につきましては、文京区ホームページをご確認ください。

【小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業をご利用の方】

保育料は、直接施設に納めていただきます。

納付方法や納付期限については、各施設・事業者に直接ご確認ください。

31 保育料の減額

ご家庭の状況等により、申請に基づき月額保育料が減額・免除される場合があります。減額適用は原則として、申請に基づいて適用されます。在園中の対象世帯の方は、忘れずに申請を行ってください。

(1) 申請方法

該当する理由の必要書類を幼児保育課入園相談係へご提出ください。（窓口または郵送）

(2) 減額の適用期間

- 申請日の翌月から減額を適用します。**遡及適用はできません。**

※郵送の場合、到着日が申請日となります。

※書類の不足・不備等があり、申請月中にご提出いただけない場合は、原則必要書類を全てご提出いただいた翌月からの適用となります。

- 原則年度内3月まで減額を適用しますが、条件の内容により適用期間が異なります。

(3) 保育料の切替え時の適用

- 保育料切替え時の9月に、引き続き減額適用となるか条件により再計算となります。

再計算後、減額に該当しない場合があります。

- 翌年度（または適用期間以降）も条件が続く場合は、再度申請が必要です。

(4) 注意点

- 複数の条件にあてはまる場合は、もっとも有利な条件ひとつについて減額します。
- 未申告により住民税未決定の方や税資料の提出を確認できない方は、保育料の階層区分を決定することができないため、減額申請を行うことができません。
- 延長保育料は減額の対象とはなりません。
- 次項の表以外でも、住民税を減額または徴収の猶予をされた場合、主たる稼働者の失業の場合等も減額の対象となる場合があります。詳細は幼児保育課入園相談係へお問い合わせください。



減額申請の適用可否を自動で計算できるツールを
区ホームページに掲載しています。
申請前にぜひご利用ください！！
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/gengaku.html#shunyugen>



(4) 保育料の減額

① 区民税所得割額の再計算により減額

*は文京区様式。HPからダウンロード可。

理由	条件	必要書類
災害等	その年に前年(前々年)の所得額の10分の1を超える災害や盗難等による損失を生じたとき (適用は年度末まで)	幼児保育課入園相談係へお問い合わせください。
	その年に前年(前々年)の所得額の100分の5または10万円を超える医療費を支出したとき (適用は年度が終わるまで)	①*保育料徴収金減額申請書 ②2024年1~12月分の医療費の領収書のコピー ③保険等での補填額の分かるもの

所得割課税額から医療費支払い分を引いて、所得割課税額を仮定し、その額に対応する保育料階層に適用される基準額へ減額する。

【計算式】

$$\text{再計算後の所得割課税額} = \{ (A) - (F) \}$$

(A) = 所得割課税額(再計算前)

(F) = $\{ (E) [支払った医療費 (B) - 保険金等で補填される金額 (C)] - 保育料を決定する基となる所得額の100分の5 (当該金額が地方税法に定める最高限度額を超える場合には、その最高限度額10万円)(D) \} \times 0.06$

医療費	具体的な計算例		< 減額適用不可 >	< 減額適用可 >
	(A)	所得割課税額	400,000 円 (保育料階層 D18)	400,000 円 (保育料階層 D18)
	(B)	支払った医療費	650,000 円	700,000 円
	(C)	保険金等で補填される金額	200,000 円	200,000 円
	(D)	保育料を決定する基となる所得額の100分の5 (最高限度額10万円)	100,000 円	100,000 円
	(E)	(B) - (C) - (D)	350,000 円	400,000 円
	(F)	(E) × 0.06	21,000 円	24,000 円
	(A - F)	再計算後の 所得割課税額	379,000 円 (保育料階層 D18) ※保育料階層変更なし	376,000 円 (保育料階層 D17) ※保育料階層 D18→D17

上記表中の「前年(前々年)」とは、保育料を決定する基となる年のものとなります。

・2024年4月～2024年8月分保育料 … 2022年分所得額で計算

・2024年9月～2025年3月分保育料 … 2023年分所得額で計算

② 保育料階層区分が3階層下がる		
*は文京区様式。HPからダウロード可。		
理由	条件	必要書類
出産	出産により世帯員が増加したとき <u>(適用は出生児が1歳になる月まで)</u> ※出生児本人の保育料には適用しない	①*保育料徴収金減額申請書 ②*変更届 ③母子健康手帳の写し (保護者氏名と出産日の分かれるページ)
収入減	世帯の直近3か月の平均収入額(賞与を除く)が、前年(前々年)の平均収入月額より1割以上低額になったとき <u>(適用は3か月間)</u>	①*保育料徴収金減額申請書 ②直近3か月の給与明細等の写し ③前年(前々年)の収入額の分かるもの (源泉徴収票、給与明細の写し等) ④前年(前々年)の賞与額の分かるもの (賞与の明細の写し等) ※②はご両親同じ月の書類をご提出ください。 ※③④はそれぞれご提出ください。

上記表中の「前年(前々年)」とは、保育料を決定する基となる年のものとなります。

- ・2024年4月～2024年8月分保育料 … 2022年分所得額で計算
- ・2024年9月～2025年3月分保育料 … 2023年分所得額で計算

③ 保育料階層区分が2階層下がる		
*は文京区様式。HPからダウロード可。		
理由	条件	必要書類
認可外	認可外保育所に預けているきょうだいがいるとき <u>(適用は年度末まで)</u>	①*保育料徴収金減額申請書 ②*きょうだいの受託証明書
④ 保育料階層区分が1階層下がる		
*は文京区様式。HPからダウロード可。		
理由	条件	必要書類
障害	在園児と同一世帯の方が次のいずれかに該当するとき ○身体障害者(児)1～2級 ○精神障害者(児)1～3級 ○知的障害者(児)1～3度 ○その他上記に準ずる者(児) ○介護保険法による要介護5の者 <u>(適用は年度末まで)</u> ※在園児本人の保育料には適用しない	①*保育料徴収金減額申請書 ②次の中で該当するもの ・身体障害者手帳のコピー ・愛の手帳のコピー ・介護保険被保険者証のコピー

収入額が分かるもの P31

32 保育料無償化と負担軽減

(1) 保育料の無償化（申請不要）

0歳児～2歳児クラス	全額自己負担
3歳児～5歳児クラス	0円※

※延長保育料は有償です。

※3歳の誕生日を迎えて、無償化にはならず、3歳児クラスに進級するタイミングで無償化となります。

(2) 多子世帯の保育料負担軽減（きょうだい同一世帯の場合、申請は不要）

第1子	全額自己負担
第2子以降	0円※

※延長保育料は有償です。

※きょうだいが同一世帯でない場合は「第2子以降の児童の保育料に係る軽減・減免申告書」を幼児保育課入園相談係までご提出ください。

(3) 区民税所得割額85,000円未満（保育料C～D4階層）のひとり親世帯および障害者（児）のいる世帯の無償化および負担軽減（申請は不要）

第1子	半額自己負担
第2子以降	0円

※延長保育料は有償です。



保育料の負担軽減と減額申請は同時に適用できます！

認可外保育施設等の無償化について P58

33 2・3歳までの保育所卒園後の保育

(1) 卒園後に再度入園申込みが必要な保育所

卒園後も他の保育所への通園を希望する場合、新規に4月入園の申込みが必要です。入園希望先での選考結果により、入園の可否が決定します。

なお、条件を満たすことで次項の「進級優先案内」を適用することができます。

該当施設		通園期間
区立	根津保育園	2歳児クラスまで
	本駒込西保育園	3歳児クラスまで
私立	同仁美登里保育園※3、慈愛会保育園、保育所まおむ東大前園	2歳児クラスまで
	にじのいるか保育園小石川	3歳児クラスまで
小規模保育所等	ちいさいおうち小石川、このえ本郷三丁目小規模保育園 サンライズキッズ保育園白山園、キューピールーム新大塚園 MIRATZ 目白台保育園、繭の糸おとわ小規模保育園 みらいつばさ千駄木保育園、洛和大塚みどり保育園 ちいさいおうち大塚仲町、MIRATZ 白山保育園 赤門小規模保育園、ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園 国立大学法人東京医科歯科大学わくわく保育園 ちいさいおうち春日とモーハウス	2歳児クラスまで
家庭的保育事業	家庭的保育室 プチ・アンジュ、Nursery room Coco ぽっかぽか保育室、家庭的保育室 Sandy's とことこ保育ルーム	2歳児クラスまで

※1 上記施設の卒園に伴う入所申込みの場合、調整指数「新規」、「卒園児」が加算されます。

※2 きょうだいが同時に入所申込みをする場合、きょうだいには調整指数「多子②（1点）」が加算されます。

※3 同仁美登里保育園の卒園児は、同法人が運営する幼稚園へ優先的に入園できる取り組みがあります。幼稚園の入園や預かり保育に関する詳しい内容は園へ直接お問い合わせください。

(2) 卒園後、引き続き保育が受けられる保育所

各園を運営する系列園に進級します。4月入園の申込みは不要です。

なお、卒園と同時に転園を希望する場合は、転園申込みとして選考を行います。

該当施設	進級先
グローバルキッズ後楽二丁目分園	グローバルキッズ後楽二丁目本園
こころおちゃのみず第一保育園※	こころおちゃのみず第二保育園※
こどもヶ丘保育園本駒込小規模園	こどもヶ丘保育園本駒込園 または こどもヶ丘保育園第二本駒込園 (進級先は保育園で決定します)
キッズパートナー文京駕籠町	キッズパートナー文京千石
MIRATZ本郷保育園	MIRATZ本郷第二保育園
どんぐり保育園ラゴム	どんぐり保育園
東京こども保育園	ぽけっとランド本郷保育園

※こころおちゃのみず第一保育園・こころおちゃのみず第二保育園は令和6年4月に園名変更予定

進級優先案内 P53

[目次へ戻る](#)

(3) 進級優先案内

入所時点で、進級先（連携先）のない保育施設については、卒園後の進級先を確保するため、1次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行います。

① 対象となる保育施設

- (1) に記載の「卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」
- ベネッセかごまち保育園（対象児童のみ※1）
- 東京こども保育園（対象児童のみ※2）

※1 ベネッセかごまち保育園は、令和4年11月までに入所し、卒園まで継続して利用している在園児が対象となります。

※2 東京子ども保育園は、令和3年1月までに入所し、卒園まで継続して利用している在園児が対象となります。

② 進級先をご案内するための条件

- 入所時点で進級先（連携先）のない保育施設（①対象となる施設）を卒園まで継続して利用している文京区在住の方
- 4月1次募集において、希望する保育所を第5希望以上記載して申込みをされている方
- 4月1次選考の結果、いずれの保育施設にも内定しなかった方

③ ご案内の方法

条件をすべて満たした方には、幼児保育課入園相談係より個別にお知らせし、1次選考終了時点で空きのある保育施設を優先的にご案内します。

※この取扱い実施後も、調整指数「新規」、「卒園児」は引き続き加算対象となります。



重　要　事　項

I 全般

(申込みされた内容が事実と異なる場合)

入園内定や決定を取消すことがあります。全ての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。

(書類の不備等)

書類は漏れなく記入してください。不足資料がある場合や未記入の箇所がある場合、選考で不利になる可能性があります。期限までに必ずご提出ください。

(出産予定の児童【未出生児】の 4 月申込)

2024 年 2 月 29 日までに出産予定のお子さまであれば、受付期間内に未出生であっても申込みを行うことができます。

※希望できる保育所は、生後 43 日または生後 57 日からの預かりが可能な保育所のみです。

※申込時に、母子健康手帳（表紙及び出産予定日の分かるページ）のコピーが必要です。

※2024 年 2 月 4 日または 2 月 18 日までに生まれない場合は内定取消となります。

(2024 年 4 月 1 日時点での生後 43 日または生後 57 日の申込要件に満たないため。)

※申込書等の児童氏名には「未出生」、生年月日には「出産予定日」とご記入ください。

(書類の返却)

提出された書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

II 保育の必要性の認定

(認定と入園可否の区別)

「保育の必要性」の認定は、保育所への入園を保証するものではありません。認定した後に、入園選考を行い、希望する保育所への入園の可否を決定します。

(交付と保管)

認定を受けた方には、支給認定証を交付します。保育所から提示を求められる場合がございますので、原本はご家庭で卒園まで大切に保管してください。

(交付までの期間)

原則として申請受理日から 30 日以内に交付します（ただし、2024 年 4 月分の認定証の交付については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は 3 月末までにお知らせします。）。

(有効期限)

有効期限は 3 年間が基本です。2 号認定は小学校就学前、3 号認定は満 3 歳の誕生日の前々日までが有効期間となります。ただし、認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

(変更手続き)

以前に認定を受けていて、区分を変更する場合は手続きが必要となります（一度、保育短時間に認定された場合でも、就労時間の変更等により、保育の必要量が変わった場合には、再申請と再認定が可能です。）。

(変更の適用日と保育料)

保育必要量の変更があった場合、保育を必要とする時間の範囲及び保育料が変更となります。また、認定の変更は申請の翌月からの適用となります。

保育短時間は保育標準時間より、保育料が約 1.7% 低くなります。（100 円未満を切捨て）。

III 延長保育（区立）

（延長保育申込み前にすること）

区立認可保育所の在園児の方については、延長保育を申し込む前に各保育所の園長にご相談くださいますようお願いいたします（既にご利用されている方が転職する場合も同様）。

（選考対象外）

定員に空きがあった場合でも、選考対象とならない場合は月極め延長保育をご利用いただけませんので予めご了承ください。

（通常勤務時間への超過勤務時間の加算）

園到着時間は、就労証明書上の通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とします。超過勤務の実績がある場合は、原則として、1日当たりの平均超過勤務時間を園到着時間に加えることができます。

IV 転園

（育児休業中の転園）

育児休業中に転園する場合は、育児休業中の保護者の基本指数が5点となります。

（保育料を滞納している人の転園）

原則として転園の選考対象となりません。

V 区外からの申込み

（書類の様式）

お住まいの市区町村によっては、区外へのお申込みの場合でも、申込書等の様式が指定されている場合があります。その場合には文京区幼児保育課入園相談係までお問い合わせください。

（転入後の手続き）

転入後、あらためて幼児保育課入園相談係へ利用申込みが必要です。

VI 内定後

（健康診断）

健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。

（内定辞退取り止め）

辞退届の提出後、辞退取り止めの連絡をいただいたても受け付けてできません。

延長保育 P13

延長保育選考 P22

延長保育申込書 P32

転園の注意点 P36

区外（海外）からの申込み P34

VII保育の必要性を確認するための書類

(有効期限)

就労証明書の発行日の記入がない場合、また発行日が提出日から3か月以内のものでない場合、受け付けできませんので、ご注意ください。

(偽造・変造等)

就労証明書などに偽造や変造などの不正が見つかった場合は、選考対象外や内定取消、退園となる場合があります。また、今後の入所選考においても選考対象外とする場合があります。

(実績不足)

申込み時点で実績が1か月に満たない場合は、実績が1か月を超えた段階で、「就労実績証明書」をご提出ください。

※勤務条件に見合った就労実績がない場合、選考指数が低くなる場合があります。

※現在の就労先で1か月の実績が証明できず、前職がある場合は、前職分の就労証明書を合わせてご提出ください。

前職を確認できない場合は、現在の就労先のみで選考指数を決定します。

(複数か所勤務)

就労先が複数ある場合は、全勤務先の就労証明書をご提出ください。また、就労状況申告書（文京区指定）を提出してください。

(就学中に奨学金を受けている場合)

奨学金（学費のみでなく、生活支援のための費用）を受けている場合は、金額や期間等の詳細が分かる書類を合わせてご提出ください。

(事業主の制度等で就学)

就労先から派遣されている場合や、就労先の社員教育制度等を利用して学校に通われている場合は、就労先の就労証明書（文京区指定）及び制度を利用していることが分かる書類をご提出ください。

(職業訓練)

ハローワーク等の職業訓練として学校に通われる場合は、受講指示を受けていることが分かる書類のコピーをご提出ください。

VIIIその他

(空き情報の公開)

毎月1日に最新の空き状況（募集）について、文京区ホームページ等でお知らせします。

4月選考の空き状況（募集）については、毎年11月初旬ごろに公開いたします。

(加配について)

加配職員は対象の児童だけでなく必要に応じてクラス保育等を行います。採用状況によって配置できない場合があり、また、加配されるまで入園をお待ちいただく場合もあります。

(保育料の日割り)

月の1日現在、在園している場合は、月途中で退園しても1か月分の保育料が発生します。また、延長保育料についても同様の扱いになります。

(提出書類の返却等)

ご提出された資料の返却はできません。必要書類についてコピーが必要な場合は、ご申請者様にてご対応ください。お申し出いただいても、幼児保育課職員にてコピーを取ることは致しかねます。

【認可】家庭的保育事業

家庭的保育事業とは、保育が必要と認められる3歳未満の児童について、家庭的保育事業者の自宅などで少人数の保育を行うものです。

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書」の希望する保育所の中に含めて申し込みしてください。

【通常の保育所と異なる点】

- 保育時間は原則午前9:00～午後5:00（保育標準時間でお申込みした場合でも短時間認定）となります。
- 延長保育の実施及び詳細は各家庭的保育事業者にお問い合わせください。
- 4月1次募集で定員が埋まらなかった場合は、クラス年齢を広げて2次以降の募集を行う場合があります（5月以降の募集に関しても同様）。

【認可】居宅訪問型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において1対1で提供する事業です。

【対象児童】

区内在住の主に1歳から未就学児まで（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる児童。

【保育時間】

月曜～金曜（土曜、日曜、祝日及び年末年始等を除く）

午前8時～午後6時のうち最長8時間以内（給食及び延長保育はありません。）

【保育料】

認可保育園の算出方法と同じです。（[P46](#) 参照）

【保育運営事業者】

認定NPO法人フローレンス

【申込方法】

事前に保育運営事業者と利用についてご相談の上、利用申込を行ってください。
利用にあたっては、認可保育所等と同様に「保育の必要性」の認定が必要です。

★利用が決まった後、提出が必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書
- 保育の必要性を確認するための書類 [P29](#)
- 保育料を決定するための資料 [P31](#)

文京区保育施設区分一覧 P8

認可外保育施設等の補助金

認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象として、保育料補助制度を実施しています。
(認可保育園等と二重在籍をしている場合は補助対象外)

① 補助金の種類、対象となる年齢および補助額

補助制度は、幼児教育・保育無償化による給付金（施設等利用費）と区による上乗せ補助金（保護者負担軽減補助金）から構成されています。

【施設等利用費】

クラス	補助額
3歳児～5歳児クラス	月額3万7千円
0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯	月額4万2千円

【保護者負担軽減補助金】

認可外保育施設等の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助の要件や金額が異なります。

- 補助制度の対象となるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 詳細は右記の区ホームページをご確認ください。



文京区ホームページ（無償化に伴う利用料の負担軽減について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka.html>

② 対象となる施設、サービス

認可外保育施設等に含まれるもの

認可外保育施設、認証保育所、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用を除く。）

なお、対象となるのは上記のうち、**所在自治体から無償化対象施設としての「確認」を受けた施設のみ**です。

- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、無償化開始（令和元年10月）から5年間は経過措置期間とされ、基準を満たさない認可外保育施設についても無償化の対象となります。

そのため、令和6年10月以降、基準を満たしていない認可外保育施設は、無償化による給付金の対象外になる予定です。



文京区ホームページ（確認済施設一覧）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/osodate/mushoka/kakuninshisetsu.html>

保育園での生活

保育園、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながらお子さまをお預かりします。たくさんのお友だちと遊んだり、生活したりする中で心身ともに健やかな人間性を育んでいくところです。以下では、公設公営の保育園を例に保育園での生活をご紹介します。

《保育の一日の例》 ※この他、季節に合わせた各種行事を行います。

時 間	活 動
7:15 ~ 8:30	開園・健康観察・朝の保育開始
8:30 ~ 10:00	順次登園・健康観察・あそび・クラス活動
10:00 ~ 11:00	離乳食・水分補給・あそび・クラス活動
11:00 ~ 12:00	食事準備・食事
12:00 ~ 15:00	休息・睡眠・離乳食・あそび
15:00 ~ 16:00	おやつ準備・おやつ・あそび
16:00 ~ 16:30	あそび・順次降園
16:30 ~ 18:15	夕方の保育開始・順次降園
18:15 ~ 19:15	延長保育開始・補食・あそび

※クラスによって時間が異なります。

1 送り迎えについて

- 送り迎えは、必ず責任ある大人の方が、決まった時間に行ってください。
- 送り迎えの時間、人が変更になる場合やお休みする時は、必ず保育園にご連絡ください。
- 駐車場がないため、自家用車での送り迎えはできません。
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休園となります。お預かり後に地震が発生した場合、速やかなお迎えにご協力ください。
- 台風の接近や通過に伴い、気象警報が発表された場合等は臨時休園になることがあります。その場合、気象警報が解除された場合であっても、当該休園日については再開いたしません。詳細は、保育園入園後に、区立保育園のしおりや園だより等でご確認ください。

2 健康について

- ・小さなお子さまは、自分の体調変化を表すことができません。登園前にお子さまの顔色、食欲、機嫌など健康状態を確認し、普段と違うことがあった場合は、無理せず、ご家庭等で様子を見てください。
- ・お子さまが病気でお休みした場合は、完治し医師の登園許可が出てから登園してください。
- ・感染症に罹患した場合は、登園の際に登園届が必要です（用紙は園にあります。）。
- ・保育園では、原則として与薬はできません（塗り薬・点眼薬等も含みます。）。
- ・健康診断は、園医（嘱託医）によって、定期的に行っています。

3 保育園の食事

- ・保育園での食事は、お子さまにとって身体の発育だけでなく、情緒面や社会性を養うものであり、一日の園での安定した生活リズムを整える一つです。
- ・厚生労働省の「食事摂取基準」を基に必要量を算出しています。
- ・お子さまの健康状態および栄養状況を把握し、季節の食品を使い、衛生には十分に気を付けて各保育園の調理室で調理をしています。
- ・味覚形成の大切な時期の為、薄味で素材の味を生かしています。
- ・うま味調味料や調理済み冷凍食品を使用せず、手作りに努めています。
- ・給食に使われる食品で、まだ食べたことがないものがありましたら、ご家庭で試していただくようお願ひいたします。

【食事形態】 ※公設公営の保育園例

内 容	
離乳食	お子さまの月齢と発達段階に応じて離乳食を提供しています。
乳幼児食	メニューは同じですが、年齢に応じた固さや切り方に配慮し、各年齢に応じた分量を盛り付けています。
おやつ	「第4の食事」です。栄養・腹持ちを考え、手作りを心掛けています。
延長保育補食	夕食に差し支えない程度の軽食や果物、菓子類を提供しています。
牛乳	区立保育園は一日 150ml の飲用牛乳を提供しています。
水分補給	麦茶用の粒大麦を煮出し、必要に応じて提供しています。

【食物アレルギーの対応】

- ・医師から原因食品の除去が必要と診断されている場合は、保育園にお申し出ください。給食の対応は、原因となる食品を完全に除去することを原則とします、医師が記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に、毎月の献立打ち合わせで、保護者の方と対応の確認を行います。
- ・食物アレルギー以外の個別の希望には対応していません。

【1歳児クラスから入園するお子さまの食事について】

1歳児クラスの食事は離乳食の完了と授乳の完了を前提として対応しているため、乳幼児食の提供となります。予め入園までにご家庭での準備をお願いします。

【食事内容のお知らせについて】

- ・毎月、保護者の方には献立予定表を配布または配信しています。保育園の行事や材料の納品等の関係から予定日及び献立内容を変更することがありますのでご了承ください。
- ・毎日の食事はサンプルケースの展示やアプリ配信などにより周知しますので、降園時にお子さまと一緒にご覧ください。

【食育について】

- ・厚生労働省より告知された「保育所保育指針」に基づき、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にしています。
- ・毎日の食事から「食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待」し、「自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つ」ように働きかけていきます。
- ・楽しい食に関わる経験を通して、子どもたちが意欲的に、安心して落ち着いて食べることができるよう働きかけていきます。
- ・スプーンや箸は、子どもの発達や個人の状況に応じ、無理のないように適切な時期にしっかりと身に付くよう援助していきます。

※この内容は、私立保育園では異なる場合もありますのでご了承ください。

保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

「心身の発達に遅れがある」等の理由により、保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さまを判定会で認定し、要配慮児（※1）として保育します。

保育の実施にあたっては、保護者と園による綿密な話し合いを行い、療育施設等の関係機関と連携（※2）しながら、日中の集団生活を通じてお子さまの成長を促します。

入園後の申請も可能です。幼児保育課入園相談係までお問い合わせください。

※1 要配慮児として認定されると、保育園が個別に計画を立てます。計画を実施するうえで必要な場合は職員の増配置（加配）や環境整備等を行います。

※2 保育園では専門的な療法による治療や医療行為は行っておりません。

1 対象となる児童

- (1) 文京区内に在住している児童
- (2) 医療的ケアの実施を必要としない児童
(医療的ケアが必要な場合は別の判定が必要となります。[P63](#) をご参照ください。)

2 実施および受け入れ園

原則、区内全ての認可保育施設で受け入れます。

ただし、施設環境等を確認していただくためにも、申請前に入園を希望する施設への見学やお問い合わせを推奨いたします。

3 申込み方法および必要書類

保育所入所申込書一式に加えて、以下の書類をご用意ください。

- 要配慮児保育相談票・心身状況表（文京区所定の様式）【必須】
- 障害者手帳等の写し（身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの場合のみ必要）
- 特別児童扶養手当を受給している証明の写し（該当の場合のみ必要）
- 診断書（※）（基礎疾患がある場合のみ必要、障害者手帳等がある場合は不要）
- 療育機関等による発達状態に関する意見書（お持ちの場合のみ必要）

※診断書経費は保護者様のご負担となります。内定後、速やかに提出してください。

（ただし、調整指數に関係する場合は入所申請時に必要です。）

なお、診断書には、以下の3点を明記していただくよう医師にご依頼ください。

- ① 基本的に集団保育を行う環境での生活が可能のこと。
- ② 保育園での医療行為が必要ないこと（与薬等については事前に相談が必要です。）。
- ③ 日々の通園ができること。

4 入所選考

入所選考は他の申請者と同様に行い、お子さまが特別な配慮を必要とすることによって、加点や優先順位において有利（または不利）とはなりません。

（身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている場合は加点対象となります。）

5 内定後の観察保育

内定した保育園で観察保育を3日程度実施します（いずれも午前中を予定）。日程は担当者から内定の連絡時にお知らせします。

6 要配慮児判定会

観察保育等を踏まえ、対象となるお子さまの保育に配慮が必要であるかの判断及び保育方針等について検討いたします。

判定結果は内定した保育園からお知らせします。

7 確認書の取り交わし及び認定後の面談

入園（内定）後、園と保護者が保育に当たっての確認事項について話し合いを行い、確認書を取り交わします。

その他、園が作成する個別指導計画書を共有するため、定期的に園と面談を行います。

医療的ケアの実施を必要とする場合

医療的ケアの実施を希望する場合は、実施可能園が限られているため、入所申込み前に必ず入園相談係までご相談ください。（お問い合わせ先 TEL03-5803-1190）

医療的ケアの実施の可否については、観察保育を実施の上、医療的ケア判定会において判定いたします。また、医療的ケア判定会にかける医療行為の目安は下表のとおりです。なお、医療的ケアの判定にあたっては一定の期間を要するため、入所選考前から観察保育等を実施する場合があります。

区分	医療的ケア判定会にかける目安	【例】医療行為（医療的ケア）
A	保育時間内の医療的ケアの <u>実施あり</u> 【医療的ケア判定会の対象】	○気管切開（喀痰吸引、吸入含む） ○在宅人工呼吸器 ○在宅酸素療法 ○経管栄養（経鼻カテーテル、胃ろう、腸ろう） ○血糖測定、インスリン注射 ○導尿 など
B ※1	保育時間内の医療的ケアの <u>実施なし</u> 【医療的ケア判定会の対象外】 (ただし保育時間内の観察・配慮が必要な場合は別途検討)	○人工肛門 ○腎ろう ○在宅中心静脈栄養（CV カテーテル留置等） ○透析（カテーテル留置等） 区分 A の内、保育時間内の医療的ケアの実施等がないもの ※2

※1 対象児童は、原則区立園で受け入れる。

※2 保育時間内に日常的な医療的ケアが必要になった場合は区分 A とする。

ちゃいれっく新大塚駅前保育園の移転について

ちゃいれっく新大塚駅前保育園は 2024 年 4 月に移転を予定しています。

【所在地】 (移転前) 大塚 4-48-7 ⇒ (移転後) 大塚 5-29-7

園名の変更について

2024 年 4 月から、以下の保育園の名称変更を予定しています。

変更前	変更後
こころぶんきょうみょうがだに保育園	ソラスト小石川保育園
こころおちゃのみず第一保育園	ソラストお茶の水第一保育園
こころおちゃのみず第二保育園	ソラストお茶の水第二保育園

春日臨時保育所の事業終了について

春日臨時保育所は、2023（令和 5）年度をもって、事業終了となります。



2024年度保育施設住所・連絡先一覧

(2023年10月現在)

園名				所在地	電話番号	保育年齢（クラス）
区立	1	柳町（やなぎちょう）保育園※1		小石川 1-23-6	(3811) 0978	1歳～3歳
		柳町幼稚園（長時間保育）				4歳～小学校就学前
2	久堅（ひさかた）保育園	小石川 5-27-7	(3811) 0712	生後4か月～小学校就学前		
3	さしがや保育園	白山 2-32-6	(3811) 3474	生後4か月～小学校就学前		
4	千石保育園	千石 1-4-3	(3947) 9220	生後4か月～小学校就学前		
5	千石西保育園	千石 3-15-15	(3944) 4688	生後4か月～小学校就学前		
6	水道保育園	水道 1-3-26	(3812) 2237	生後4か月～小学校就学前		
7	こひなた保育園	小日向 1-21-1	(3943) 4457	1歳～小学校就学前		
8	大塚保育園	大塚 6-22-19	(3943) 1631	生後4か月～小学校就学前		
9	青柳（あおやぎ）保育園	関口 3-2-5	(3941) 4518	生後4か月～小学校就学前		
10	目白台保育園	目白台 1-5-1	(3945) 4220	生後4か月～小学校就学前		
11	本郷保育園	本郷 1-28-12	(3812) 2394	1歳～小学校就学前		
12	向丘保育園	向丘 1-3-11	(3814) 6755	生後4か月～小学校就学前		
公設委託	13	根津保育園	根津 1-15-12	(3827) 2161	生後43日～2歳	
区立	14	藍染保育園	根津 2-34-15	(3828) 5509	1歳～小学校就学前	
	15	しおみ保育園	千駄木 2-27-8	(3827) 8229	生後4か月～小学校就学前	
	16	駒込保育園	千駄木 3-19-17	(3821) 8800	1歳～小学校就学前	
	17	本駒込西保育園	本駒込 2-9-16	(3947) 2906	生後4か月～3歳	
	18	本駒込南保育園	本駒込 3-11-14	(3823) 3247	生後4か月～小学校就学前	
	19	本駒込保育園	本駒込 5-63-2	(3822) 3659	生後4か月～小学校就学前	
公設委託	20	お茶の水女子大学こども園 (保育所部分)	大塚 2-1-1 大学南門付近	(5978) 5127	生後4か月～小学校就学前	
私立	21	文京ガーデンひかり保育園	小石川 1-1-7	(3813) 1188	生後43日～小学校就学前	
	22	にじのいかるか保育園 小石川	小石川 1-24-3	(6801) 8228	生後43日～3歳	
	23	小学館アカデミー小石川保育園	小石川 2-1-12	(5805) 1015	生後43日～小学校就学前	
	24	クオリスキッズ小石川保育園	小石川 2-2-6	(5615) 9515	生後43日～小学校就学前	
	25	小石川ちとせ保育園	小石川 2-4-12	(5802) 8817	生後43日～小学校就学前	
	26	ちやいれつく小石川保育園	小石川 2-6-9	(5615) 9410	生後43日～小学校就学前	
	27	富坂まきば保育園	小石川 2-17-40	(3868) 3374	生後43日～小学校就学前	
	28	小石川ここのわ保育園	小石川 3-19-7	(3830) 0402	生後43日～小学校就学前	
	29	モニカラ茗荷谷駅前園	小石川 5-3-2	(5615) 8798	生後43日～小学校就学前	
	30	ハツピーマム茗荷谷	小石川 5-4-1	(5615) 8877	生後43日～小学校就学前	
	31	茗荷谷ここのわ保育園	小石川 5-8-1	(3868) 0639	生後43日～小学校就学前	
	32	グローバルキッズ茗荷谷園	小石川 5-38-11	(3868) 2625	生後57日～小学校就学前	
	33	テンダーラビング保育園 小石川	後楽 1-8-13 小石川運動場内	(3868) 3997	生後43日～小学校就学前	
	34	グローバルキッズ後楽二丁目園分園※2	後楽 2-6-1	(5684) 1020	生後57日～2歳	
	35	グローバルキッズ後楽二丁目園	後楽 2-20-15	(5684) 3060	1歳～小学校就学前	
	36	文京白山雲母（きらら）保育園	白山 2-15-5	(3830) 1033	生後43日～小学校就学前	
	37	木下の保育園 白山	白山 2-15-12	(5615) 9985	生後57日～小学校就学前	
	38	白山ひかり保育園	白山 2-29-9	(3818) 1188	生後43日～小学校就学前	
	39	こころぶんきょうみょうがだに保育園※3	白山 3-3-3	(5615) 8300	生後43日～小学校就学前	
	40	キッズハイモニー・白山	白山 4-36-13	(3942) 6460	生後43日～小学校就学前	
	41	ベネッセカゴまち保育園※4	白山 5-17-17	(5940) 2023	生後43日～小学校就学前	
	42	千石すきつぶ保育園	千石 1-5-15	(5810) 1640	生後57日～小学校就学前	
	43	キッズパートナー文京千石	千石 1-18-19	(5810) 1750	1歳～小学校就学前	
	44	えがおの森保育園・せんごく	千石 1-29-4	(3947) 3702	生後4か月～小学校就学前	
	45	にじのいかるか保育園 千石	千石 2-8-9	(6902) 1551	生後43日～小学校就学前	
	46	にじのいかるか保育園 千石第二	千石 3-39-15	(6912) 1525	生後43日～小学校就学前	
	47	大空と大地のなーさりい文京千石園	千石 4-2-15	(6304) 1548	生後43日～小学校就学前	
	48	ベネッセセチ千石保育園	千石 4-45-2	(5981) 6816	生後43日～小学校就学前	
	49	神田川ほとりに花咲く保育園	水道 2-9-6	(5810) 1651	1歳～小学校就学前	
	50	クオリスキッズ江戸川橋保育園	水道 2-10-3	(5981) 9612	1歳～小学校就学前	

[目次へ戻る](#)

園名				所在地	電話番号	保育年齢（クラス）
私立	51	さくらさくみらい水道		水道 2-14-10	(6902) 2139	生後43日～小学校就学前
	52	さくらさくみらい小日向		小日向 2-18-3	(6902) 2902	生後43日～小学校就学前
	53	ソラスト茗荷谷保育園	大塚 1-4-1 中央大学茗荷谷キャンパス内		(6902)9201	生後57日～小学校就学前
	54	小学館アカデミー茗荷谷保育園	大塚 1-4-15		(5940) 2566	生後43日～小学校就学前
	55	まなびの森保育園茗荷谷	大塚 3-20-5		(3946) 6670	生後43日～小学校就学前
	56	大空と大地のなーさりい茗荷谷園	大塚 3-27-1		(5981) 8921	生後43日～小学校就学前
	57	グローバルキッズ大塚四丁目園	大塚 4-11-2		(6902) 2802	生後57日～小学校就学前
	58	テンダー ラビング保育園茗荷谷	大塚 4-41-12		(5981) 8488	生後43日～小学校就学前
	59	グローバルキッズ新大塚園	大塚 5-3-13		(3947) 5658	1歳～小学校就学前
	60	ちやいれっく新大塚駅前保育園※5	大塚 5-29-7		(5940) 3866	生後43日～小学校就学前
	61	AIAINURSERY新大塚	大塚 6-23-9		(5810) 1725	生後43日～小学校就学前
	62	さくらさくみらい護国寺	大塚 6-37-5		(6912) 2303	1歳～小学校就学前
	63	キッズパートナー文京関口	関口 1-20-6		(5206) 8770	生後43日～小学校就学前
	64	SOMPOスマイルキッズ江戸川橋保育園	関口 1-45-15		(5229) 3007	生後43日～小学校就学前
	65	テンダー ラビング保育園関口※6	関口 2-4-11		(5810) 1821	生後43日～小学校就学前
	66	テンダー ラビング保育園音羽	目白台 3-4-14		(6902) 1855	生後43日～小学校就学前
	67	同仁美登里（どうじんみどり）保育園※7	目白台 3-10-9		(3941) 8901	生後43日～2歳
	68	こころおちゃのみず第一保育園※8 ※9	湯島 1-10-5-1F		(6801) 5568	生後43日～3歳
	69	こころおちゃのみず第二保育園※10	湯島 1-10-5-2F		(3868) 3969	1歳～小学校就学前
	70	ぽけっとランド本郷保育園	湯島 2-20-10		(5615) 9230	生後57日～小学校就学前
	71	東京こども保育園※11	湯島 2-29-1		(5805) 2318	生後43日～3歳
	72	たんばば保育園第3分園	湯島 2-31-1		(6240) 0569	生後43日～小学校就学前
	73	ミアヘルサ保育園ひびき湯島	湯島 4-1-12		(6801) 8583	生後43日～小学校就学前
	74	クオリスキッズ水道橋保育園	本郷 1-14-7		(3830) 1550	生後43日～小学校就学前
	75	マジオひまわり保育園本郷	本郷 2-18-11		(6240) 0814	生後57日～小学校就学前
	76	MIRATZ本郷第二保育園	本郷 2-36-4		(5615) 9276	3歳～小学校就学前
	77	慈愛会保育園	本郷 4-12-5		(3816) 3715	生後43日～2歳
	78	ポビンズナーサリースクール本郷	本郷 4-15-14		(3868) 2947	生後43日～小学校就学前
	79	本郷ちとせ保育園	本郷 6-16-3		(3815) 5555	生後43日～小学校就学前
	80	たんばば保育園	本郷 7-3-1		(3812) 4091	生後43日～小学校就学前
	81	保育所まあむ東大前園	向丘 1-16-26		(6801) 5660	生後43日～2歳
	82	明日葉保育園西片園	西片 1-8-15		(3868) 0289	生後43日～小学校就学前
	83	キッズガーデン文京春日	西片 1-17-8		(5615) 8971	生後43日～小学校就学前
	84	こころの保育園文京西片	西片 2-1-1		(5805) 3911	1歳～小学校就学前
	85	どんぐり保育園ラゴム※12	根津 2-33-17		(5834) 8638	生後43日～2歳
	86	ういす千駄木保育園	千駄木 1-15-12		(5842) 1952	生後43日～小学校就学前
	87	にじいろ保育園千駄木	千駄木 2-6-3		(5834) 2633	生後57日～小学校就学前
	88	テンダー ラビング保育園千駄木	千駄木 2-11-3		(5842) 1126	生後43日～小学校就学前
	89	ポビンズナーサリースクール千駄木	千駄木 2-16-7		(5815) 2151	生後43日～小学校就学前
	90	どんぐり保育園	千駄木 2-48-4		(3828) 8708	3歳～小学校就学前
	91	キッズパートナー文京本駒込	本駒込 1-11-15		(5810) 1635	生後43日～小学校就学前
	92	このえ本駒込保育園	本駒込 1-20-19		(6912) 2185	生後43日～小学校就学前
	93	このえ第二本駒込保育園	本駒込 1-20-21		(6912) 1007	生後43日～小学校就学前
	94	アスク本駒込保育園	本駒込 2-1-23		(5319) 2511	生後43日～小学校就学前
	95	キッズラボ千石園	本駒込 2-9-8		(5981) 8677	生後57日～小学校就学前
	96	モニカ日本駒込園	本駒込 3-20-3		(5834) 8361	生後43日～小学校就学前
	97	本駒込プチ・クレイシユ	本駒込 3-22-4		(3823) 5907	生後43日～小学校就学前
	98	こどもヶ丘保育園第二本駒込園	本駒込 4-3-1		(5834) 2694	生後43日～小学校就学前
	99	こどもヶ丘保育園本駒込園	本駒込 4-42-14		(5834) 8633	生後43日～小学校就学前
	100	クオリスキッズ駒込保育園	本駒込 5-71-6		(5832) 9208	生後43日～小学校就学前

園名				所在地	電話番号	保育年齢（クラス）
小規模保育所	101	ちいさいおうち小石川		小石川 5-38-2	(5844) 6049	生後43日～2歳
	102	赤門小規模保育園		本郷 3-30-8	(3868) 3535	1歳～2歳
	103	M I R A T Z 本郷保育園※13		本郷 4-9-7	(5615) 9270	生後43日～2歳
	104	このえ本郷三丁目小規模保育園		本郷 5-25-16	(3830) 0927	1歳～2歳
	105	こどもヶ丘保育園本駒込小規模園※14		本駒込 4-3-1	(5834) 7639	生後43日～2歳
	106	キッズパートナーワーク京駕籠町※15		本駒込 6-1-22	(5940) 6841	生後43日～2歳
	107	サンライズキッズ保育園白山園		白山 1-7-11	050 (5807) 2203	生後43日～2歳
	108	M I R A T Z 白山保育園		白山 1-32-4-1F	(3830) 0726	生後43日～2歳
	109	ちいさいおうち大塚仲町		大塚 3-43-3	(6902) 9301	生後43日～2歳
	110	キューピールーム新大塚園		大塚 4-46-5	(6912) 0010	生後43日～2歳
	111	洛和大塚みどり保育園		大塚 4-50-1-1F 文京大塚みどりの郷内	(5395) 0777	生後43日～2歳
	112	M I R A T Z 目白台保育園		目白台 2-13-2	(5981) 9263	生後43日～2歳
	113	繭の糸おとわ小規模保育園		音羽 1-1-7-1F	(6304) 1138	生後4か月～2歳
	114	みらいつばさ千駄木保育園		千駄木 2-13-1	(5834) 7612	生後43日～2歳
	115	ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園		千駄木 4-1-14-1F	(5842) 1192	生後43日～2歳

事業所内保育所	116	ちいさいおうち春日とモーハウス	春日 2-25-3	(6801) 5211	生後43日～2歳
	117	国立大学法人東京医科大学わくわく保育園	湯島 1-5-45	(5803) 4654	生後57日～2歳

家庭的保育事業	118	家庭的保育室プチ・アンジュ (白石眞利子)	春日 2-4-15	(3812) 2568	生後4か月～2歳
	119	とことこ保育ルーム (吉成純子)	白山 4-26-10 ホーリーホワイト白山103	080 (5888) 3364	生後4か月～2歳
	120	N u r s e r y r o o m C o c o (金井朝子)	白山 5-17-25	080 (6636) 6082	生後4か月～2歳
	121	ばつかばか保育室 (岩瀬昌子)	本駒込 3-38-9	090 (2635) 7156	生後4か月～2歳
	122	家庭的保育室Sandys (小堀奈央)	本駒込 4-27-3	(3822) 8488	生後4か月～2歳

※1 柳町保育園の卒園者は、柳町幼稚園（長時間保育）へ進級

※2 グローバルキッズ後楽二丁目分園の卒園者は、グローバルキッズ後楽二丁目本園に進級

※3 2024年4月から、「ソラスト小石川保育園」に名称変更予定

※4 ベネッセかごまち保育園は、2024年度からは0歳児～5歳児を保育予定

※5 ちゃいれっく新大塚保育園は、2024年4月に移転予定。（移転前）大塚4-48-7 （移転後）大塚5-29-7

※6 定員とは別に、医療的ケア児の受け入れがあります。

※7 同仁美登里保育園卒園者は、同仁美登里幼稚園に優先して入園できる取り組みがあります。

※8 こころおちやのみず第一保育園の卒園者は、こころおちやのみず第二保育園に進級

※9 2024年4月から、「ソラストお茶の水第一保育園」に名称変更予定

※10 2024年4月から、「ソラストお茶の水第二保育園」に名称変更予定

※11 東京こども保育園の卒園者は、ばけっとランド本郷保育園に進級

※12 どんぐり保育園ラゴムの卒園者は、どんぐり保育園に進級

※13 MIRATZ本郷保育園の卒園者は、MIRATZ本郷第二保育園に進級

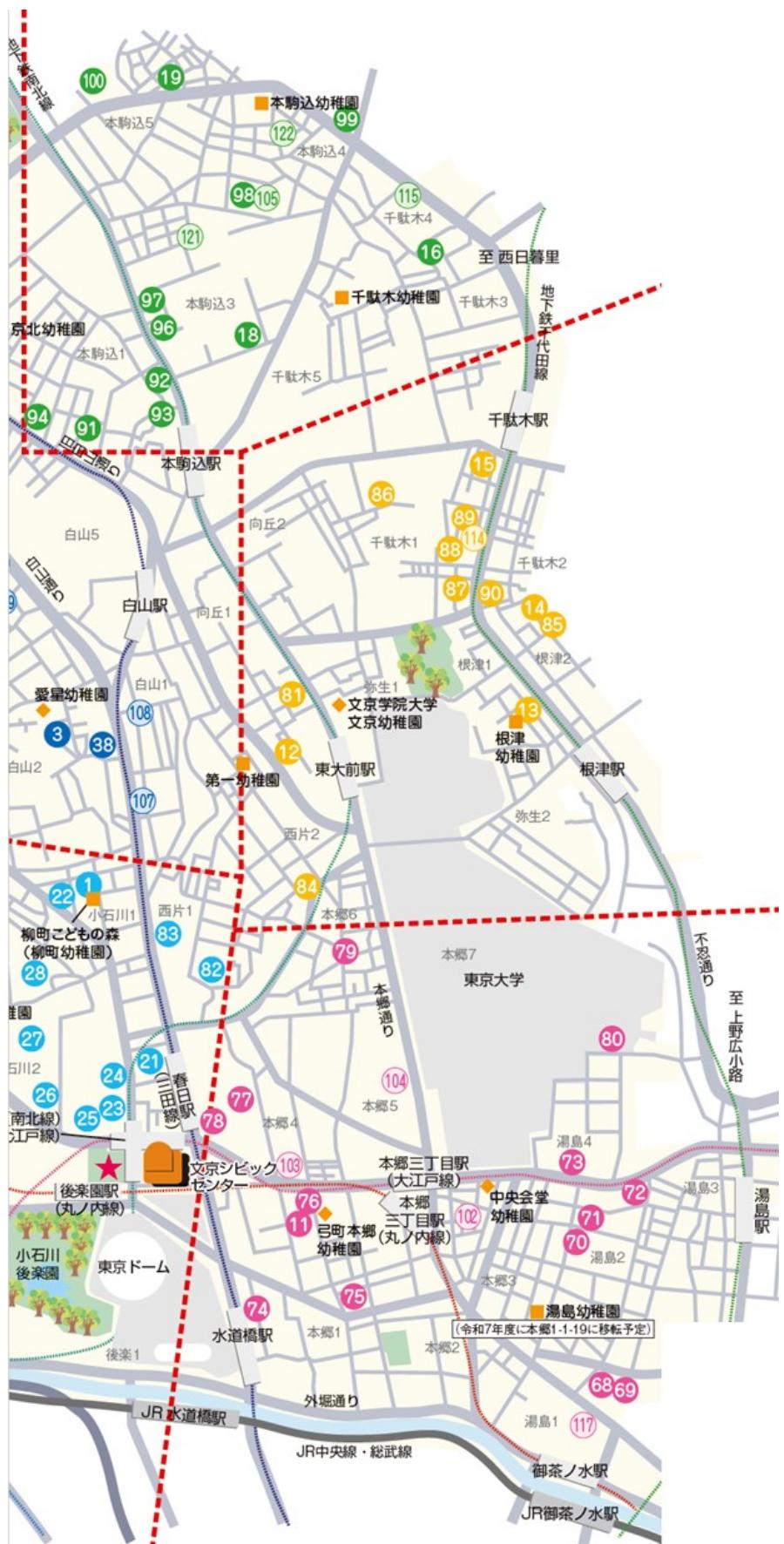
※14 こどもヶ丘保育園本駒込小規模園の卒園者は、こどもヶ丘保育園本駒込園またはこどもヶ丘保育園第二本駒込園に進級

※15 キッズパートナー文京駕籠町の卒園者は、キッズパートナー文京千石に進級

2024 年度保育施設 MAP

区立	
1	柳町（やなぎちょう）保育園 柳町幼稚園（長時間保育）
2	久堅（ひさかた）保育園
3	さしがや保育園
4	千石保育園
5	千石西保育園
6	水道保育園
7	こひなた保育園
8	大塚保育園
9	青柳（あおやぎ）保育園
10	白台保育園
11	本郷保育園
12	向丘保育園
13	根津保育園
14	藍染保育園
15	しのみ保育園
16	駒込保育園
17	本駒込西保育園
18	本駒込南保育園
19	本駒込保育園
20	お茶の水女子大学こども園 (保育所部分)
私立	
21	文京ガーデンひかり保育園
22	にじのいるか保育園 小石川
23	小学館アカデミー小石川保育園
24	クオリスキッズ小石川保育園
25	小石川ちとせ保育園
26	ちやいれっく小石川保育園
27	富坂まきば保育園
28	小石川ここわ保育園
29	モニカ茗荷谷駅前園
30	ハッピー・マム茗荷谷
31	茗荷谷ここわ保育園
32	グローバルキッズ茗荷谷
33	テンダーラビング保育園 小石川
34	グローバルキッズ後楽二丁目園
35	グローバルキッズ後楽二丁目園
36	文京白山雲母（きらら）保育園
37	木下の保育園 白山
38	白山ひかり保育園
39	こころぶんきょうみょうがだに保育園
40	キッズハーモニー・白山
41	ベネッセかごまち保育園
42	千石すきっぷ保育園
43	キッズパートナー文京千石
44	えがおの森保育園・せんごく
45	にじのいるか保育園 千石
46	にじのいるか保育園 千石第二
47	大空と大地のなーさりい文京千石園
48	ベネッセ千石保育園
49	神田川ほとりに花咲く保育園
50	クオリスキッズ江戸川橋保育園
51	さくらさくみらい水道
52	さくらさくみらい小日向
53	ソラスト茗荷谷保育園
54	小学館アカデミー茗荷谷保育園
55	まなびの森保育園茗荷谷
56	大空と大地のなーさりい茗荷谷
57	グローバルキッズ大塚四丁目園
58	テンダーラビング保育園茗荷谷
59	グローバルキッズ新大塚園
60	ちやいれっく新大塚駅前保育園
61	AIAI NURSE RY 新大塚
62	さくらさくみらい護国寺
63	キッズパートナー文京関口
64	SOMPOスマイルキッズ江戸川橋保育園
65	テンダーラビング保育園関口
66	テンダーラビング保育園音羽
67	同仁美登里（どうじんみどり）保育園





私立	
68	こころおしゃのみす第一保育園
69	こころおしゃのみす第二保育園
70	ぽけっとランド本郷保育園
71	東京こども保育園
72	たんぽぽ保育園第3分園
73	ミアヘルサ保育園ひびき湯島
74	クオリスキッズ水道橋保育園
75	マシオひまわり保育園本郷
76	MIRATZ本郷第二保育園
77	慈愛会保育園
78	ボビンズナーサリースクール本郷
79	本郷ちとせ保育園
80	たんぽぽ保育園
81	保育所まあむ東大前園
82	明日葉保育園西片園
83	キッズガーデン文京春日
84	こころの保育園文京西片
85	どんぐり保育園ラゴム
86	ういす千駄木保育園
87	にじいろ保育園千駄木
88	テンダーラビング保育園千駄木
89	ボビンズナーサリースクール千駄木
90	どんぐり保育園
91	キッズパートナー文京本郷込
92	このえ本郷込保育園
93	このえ第二本郷込保育園
94	アスク本郷込保育園
95	キッズラボ千石園
96	モニカ本郷込園
97	本郷込ブチ・クレイシユ
98	こどもヶ丘保育園第二本郷込園
99	こどもヶ丘保育園本郷込園
100	クオリスキッズ駒込保育園
小規模保育所	
101	ちいさいおうち小石川
102	赤門小規模保育園
103	MIRATZ本郷保育園
104	このえ本郷三丁目小規模保育園
105	こどもヶ丘保育園本郷小規模園
106	キッズパートナー文京駕籠町
107	サンライズキッズ保育園白山園
108	MIRATZ白山保育園
109	ちいさいおうち大塚仲町
110	キューピールーム新大塚園
111	洛和大塚みどり保育園
112	MIRATZ目白台保育園
113	繭の糸おとわ小規模保育園
114	みらいつばさ千駄木保育園
115	ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園
事業所内保育所	
116	ちいさいおうち春日とモーハウス
117	国立大学法人東京医科歯科大学わくわく保育園
家庭的保育事業	
118	家庭的保育室ブチ・アンジュ(白石真利子)
119	ことこ保育ルーム(吉成純子)
120	Nursery room Coco(金井朝子)
121	ほっかほか保育室(岩瀬昌子)
122	家庭的保育室 Sandy's(小堀奈央)

お問い合わせの前に、「よくある質問」をご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho/yokuarusitumon.html>



区ホームページ（認可保育所 トップページ）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okasan/nicchu/ninkahoikusho.html>



内 容	問い合わせ先
認可保育施設及び区立幼稚園のお申込み	入園相談係 TEL 03-5803-1190
新規園の開設	保育施設整備担当 TEL 03-5803-1857
認可外保育施設の在園児保護者に対する助成・補助 私立幼稚園	施設給付・私立幼稚園担当 TEL 03-5803-1823
区立保育園の運営	幼児保育係 TEL 03-5803-1189
区立保育園の給食	給食指導担当 TEL 03-5803-1289
私立認可保育施設等に対する指導	保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845
私立認可保育施設等に対する検査	保育施設検査担当 TEL 03-5803-1873

